

苅田町 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和 6 年 3 月策定
令和 7 年10月改定

苅田町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 目次

内容

1 章 計画策定の背景及び改定の趣旨	1
1-1 計画策定の背景.....	1
1-2 計画改定の趣旨.....	1
1-3 本町のごみ処理の状況	2
2 章 計画の基本的事項.....	5
2-1 位置づけ.....	5
2-2 対象区域と廃棄物の種類.....	6
2-3 計画の期間と基準及び目標年度.....	6
3 章 計画の目標	7
3-1 基本目標.....	7
3-2 個別目標.....	7
4 章 目標達成のための取組	10
4-1 取組の体系と主体ごとの役割.....	10
4-2 取組の内容.....	11
方向性1…ごみの減量の推進.....	11
方向性2…分別・リサイクルの推進.....	16
方向性3…ごみについて考える機会の提供.....	22
方向性4…適正なごみ処理システムの運用.....	23
5 章 計画の推進	25
5-1 計画の実行性確保のために	25
5-2 進捗管理の手順	25
6 章 食品ロス削減推進計画.....	26
6-1 計画策定の背景と目的	26
6-2 計画の基本的事項.....	26
6-3 本町の現状.....	26
6-4 計画の目標.....	27
6-5 目標達成に向けた取組	28
資料編.....	30
1 ごみの現況.....	30
2 ごみ排出量の将来予測.....	41

3	ごみ処理に関わるアンケート調査結果	42
4	計画の検討経緯.....	50
5	荏田町環境審議会.....	51
6	荏田町環境条例.....	53

1 章 計画策定の背景及び改定の趣旨

1 - 1 計画策定の背景

本町では、平成 26 年 3 月に策定した「荏田町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（計画期間：平成 26 年度～令和 5 年度）」（以下、「前計画」とします。）に基づき、ごみの RDF（固形燃料）化など従来の取組に加えて、資源回収 BOX の増設や古着回収の開始など、新たな取組を実施し、ごみの適正処理及び循環型社会の形成に努めてきました。その結果、前計画に示す目標は一部達成することができましたが、ごみ処理をめぐる社会の状況は、近年急速に変化しています。

プラスチックごみによる環境汚染や、食料需要に反して発生する食品ロス、災害激甚化の要因の 1 つである地球温暖化は年々深刻化し、わたしたちの生存基盤に関わる喫緊の課題となっています。これらに具体的な対策を講じ、世界全体が脱炭素社会実現に向けて動き始めています。

我が国も、令和 2 年 10 月「2050 年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言し、令和 3 年 6 月に策定された「地域脱炭素ロードマップ」では、サーキュラーエコノミー※¹（循環経済）への移行に向け、プラスチック資源循環の促進や食品ロスゼロ、サステナブルファッションの促進、家庭ごみ有料化によるごみ減量化の推進、リユースの普及拡大などに取り組むこととしています。

本町でも、令和 4 年 6 月に「ゼロカーボンシティ 荏田」を宣言し、脱炭素社会の実現に向けて、廃棄物分野においても二酸化炭素排出量の削減に積極的に取り組むこととなりました。

こうしたごみ処理を取り巻く環境の変化に的確に対応し、循環型社会の実現に向けて一層のごみの減量や資源化、効率的な処理を推進するため、令和 6 年 3 月に新たな「荏田町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（計画期間：令和 6 年度～令和 15 年度）」（以下、「当初計画」とします。）を策定しました。

1 - 2 計画改定の趣旨

「一般廃棄物処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月）によれば、「一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね 10 年から 15 年先において、概ね 5 年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。」とされています。

当初計画では、基準年度を令和 4 年度としていますが、その後のごみ総排出量が大幅に減少し、令和 6 年度において、最終目標年度である令和 15 年度の目標値と同程度となったことから、ごみ排出量の将来推計及び減量化の目標値を再設定します。

さらに、当初計画策定後に見直された「第 5 次循環型社会形成推進基本計画」（令和 6 年 8 月閣議決定）及び「廃棄物処理法基本方針」（廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針：令和 7 年 2 月公布）において、減量化の指標・目標値が改定されていることから、その内容を踏まえた計画の改定※²を行います。

また、新たなごみ処理システムの検討については、令和 6 年 11 月に答申（「次期ごみ処理方式について」）が出されたことから、その内容を踏まえた計画の改定を行います。

※1 従来の 3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。

※2 今回改定を行う計画を、以下「改定計画」という。

1-3 本町のごみ処理の状況

- ・本町のごみの多くは、**水分を多く含む厨芥類（生ごみなど）と紙ごみ**です。
- ・リユースできる可能性が高い粗大ごみが、**県平均の3倍以上多く排出**されています。
- ・前計画の目標は一部達成しましたが、増加傾向にあるごみ処理事業経費を削減するために、**さらなるごみの減量化や資源化など**に取り組む必要があります。
- ・高齢化や外国人増加など、**本町の社会変化**にも対応していく必要があります。

（１）本町で排出されるごみの特徴

本町で排出されるごみは、「そのほとんどが可燃ごみ」であること、また「リユースできる可能性が高い粗大ごみの排出量が県平均の3倍以上」であることが特徴です。

可燃ごみのほとんどは、「水分を多く含む生ごみ」や「資源化可能な紙ごみ」で構成されていますが、町民アンケートの結果より、生ごみの水切りなどのごみ減量や、紙ごみの分別回収に協力できるとする町民意見が多いことがわかっており、取組や仕組みの工夫により、十分に削減できる余地があると考えられます。

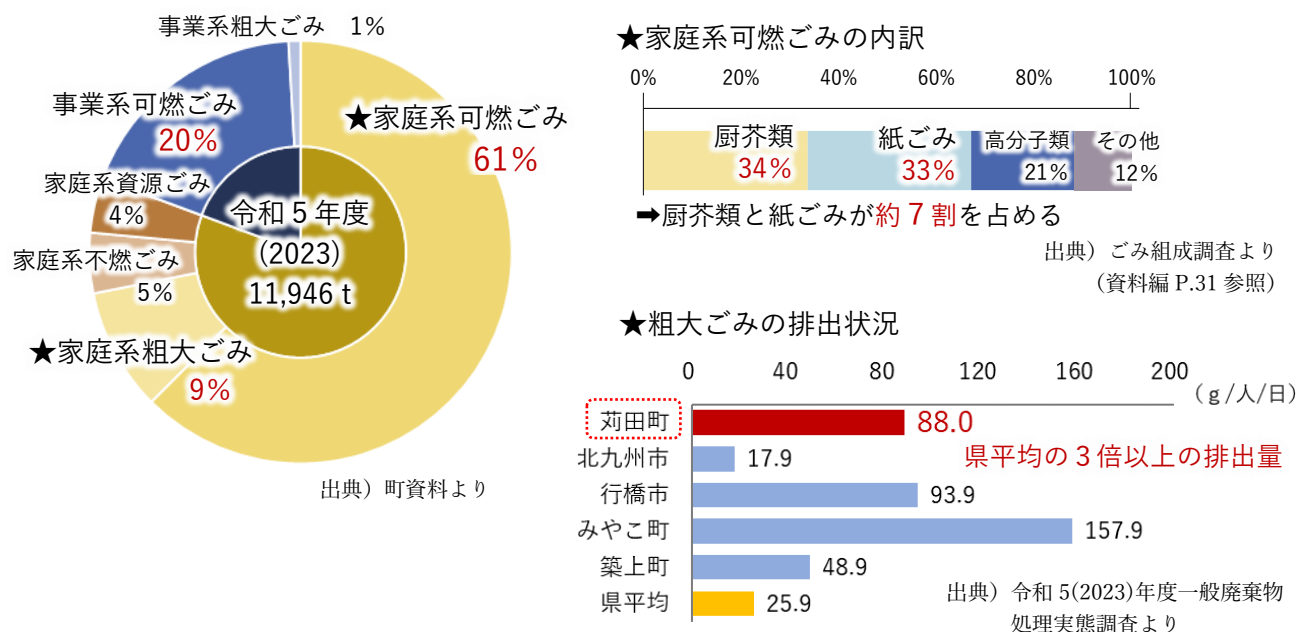


図1 本町のごみの特徴

（２）前計画の達成状況と今後の取組について

本町では、前計画に基づき、資源回収BOXの増設や古着回収の開始など新たな取組を実施し、循環型社会の形成を促進してきました。取組は堅調に進み、前計画に示す目標のうち「町民1人1日当たりのごみ排出量」は目標を達成しました(図2、表1)。また、リサイクル率についても、RDF化を考慮した場合(水分蒸発は考慮しない。)は、ほぼ100%と、循環型社会の実現に大きく貢献しています。ただし、RDF化施設は老朽化が進んでおり、可能な限り早期に次期処理システムへ移行する必要があります。

また、P.1に述べた社会状況の急速な変化に対応していくためには、現状に満足することなく、今まで以上にごみの減量化や資源化に取り組む、サステナブルなライフスタイルへの転換など、新たな取組も検討・実施していくことが望まれます。

本町が目指す将来像『一人ひとり』が輝く『もっと』快適 住みやすいまちの実現のためにも、今後、サーキュラーエコノミーへの移行に向けた準備を進める必要があります。

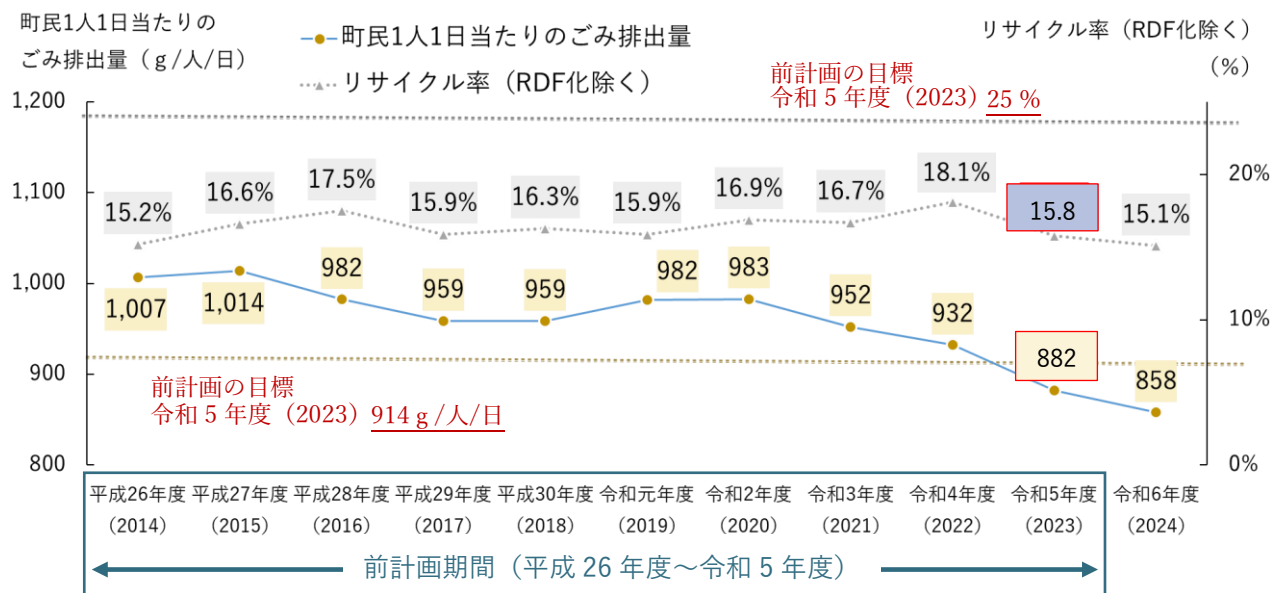


図2 前計画期間中の実績値の推移

表1 前計画目標の達成状況

目標指標	苅田町		福岡県	全国
	目標値 令和5年度(2023)	実績値 令和5年度(2023)	参考値 令和5年度(2023)	参考値 令和5年度(2023)
町民1人1日当たりの ごみ排出量 (g/人/日)	914 g	882 g	895 g	851 g
リサイクル率 (%) (RDF化除く)	25%	15.8%	16.5%	17.6%

(3) 本町のごみ処理事業経費

本町のごみ処理事業経費は、ごみの総排出量が減少傾向にある中でも増加傾向にあり、福岡県や全国と比べて高くなっています (P35)。ごみ処理事業経費の削減はもちろんのこと、現ごみ処理施設の延命化や次期ごみ処理施設のコンパクト化を目指し、さらなるごみの減量化や資源化に取り組む必要があります。

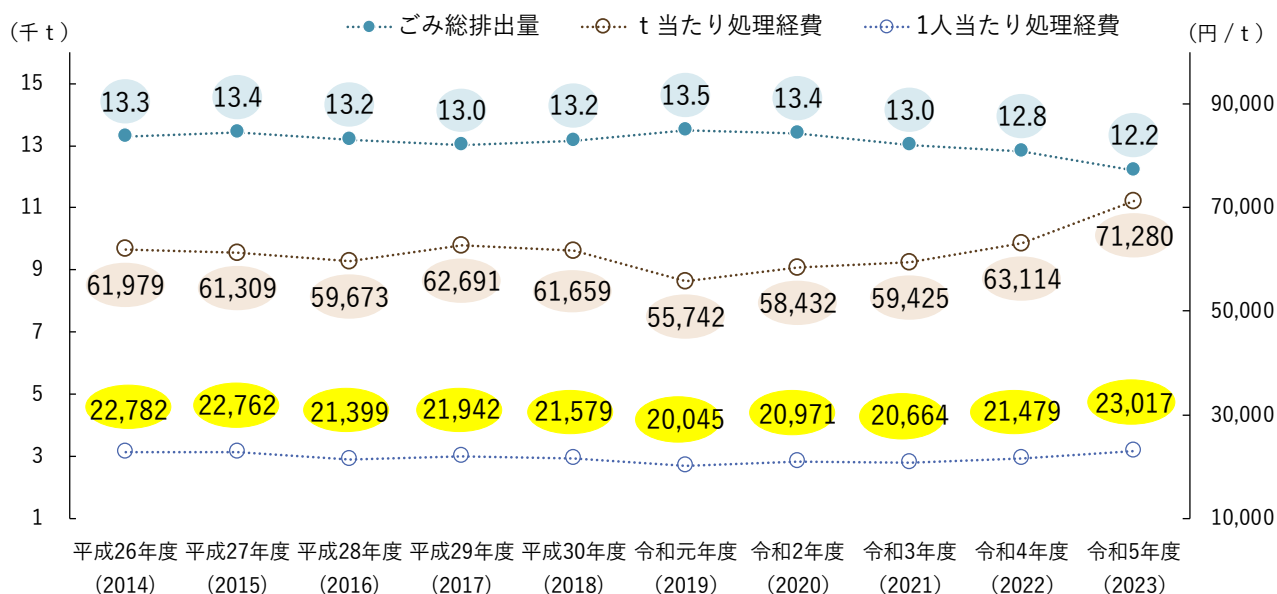


図3 本町のごみ処理事業経費

(4) 社会変化への対応

日本全体では地域の過疎化が進む傾向にありますが、本町の人口は現状維持となっています。学生や技能実習生など、短期滞在型の外国人が一定数居住しており、多言語に対応したごみ出しルール の周知が必要です。

一方で、全国的な傾向と同様に高齢化は進行しており、地域人口の40%以上が老年人口（65歳以上）で構成される地域があります。そのため戸別収集など、ごみ出しが困難な世帯への支援制度の検討が必要です。

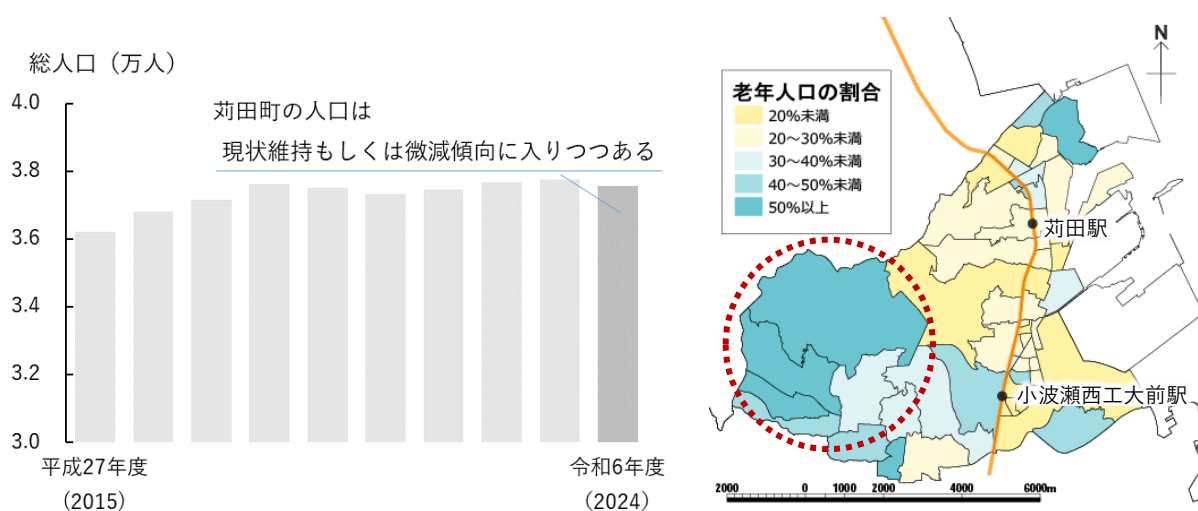


図4 本町の社会状況の変化
(人口推移 (左)、老年人口の分布状況 (右))

2 章 計画の基本的事項

2-1 位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法とします。）」の第6条の規定に基づき、国及び都道府県の基本方針に即して定める法定計画であり、「苅田町廃棄物の処理及び清掃等に関する条例」の第17条で、策定が義務づけられている計画です（図5）。

本町のごみ処理行政が、今後目指すべきあり方を示し、町民や事業者、行政など各主体に期待する役割や取組を共有することで、循環型社会形成の推進を図るものです。

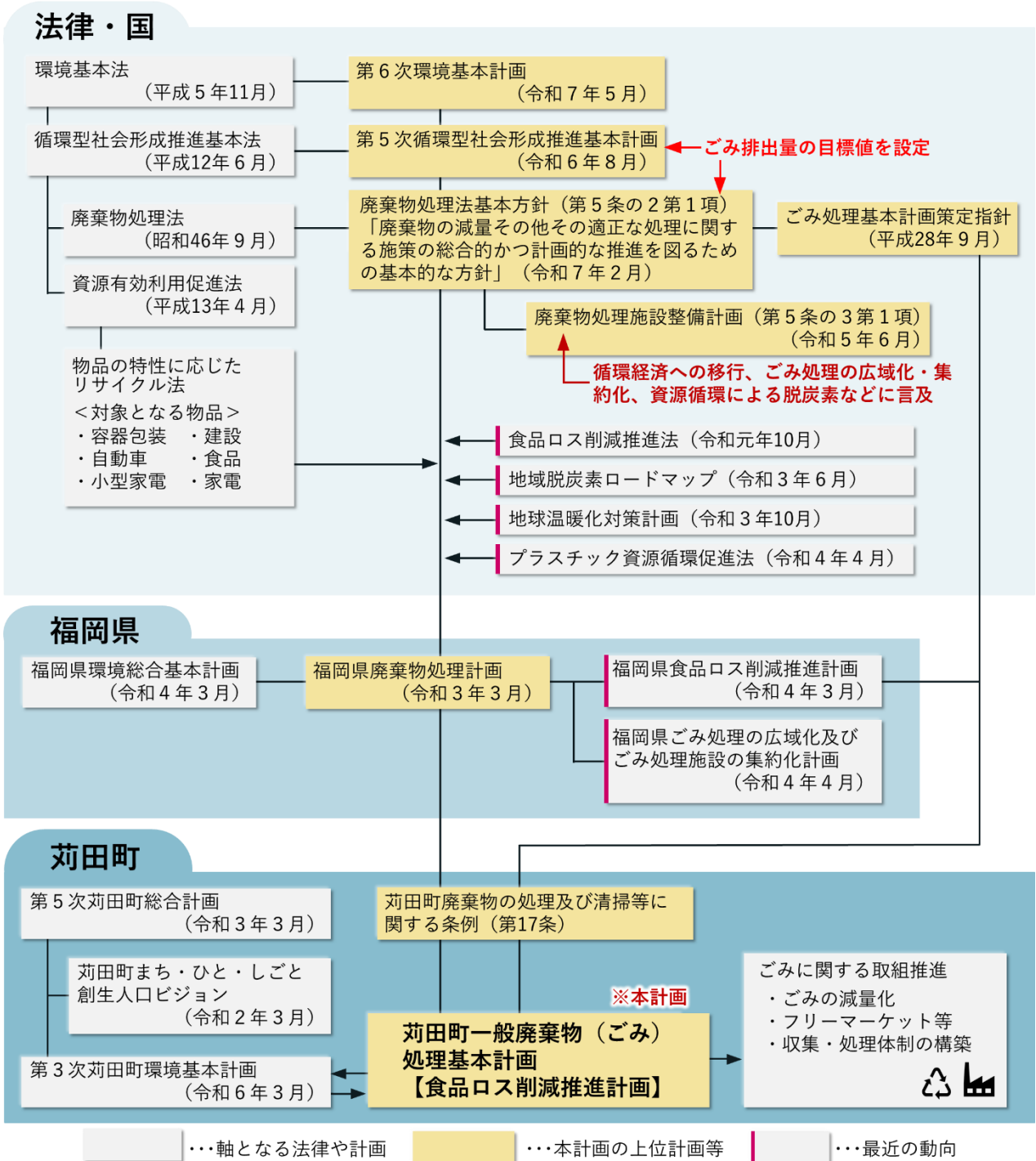


図5 苅田町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置づけ

2-2 対象区域と廃棄物の種類

本町全域を対象区域とし、区域内で発生するすべての「一般廃棄物※1」を対象とします。

2-3 計画の期間と基準及び目標年度

当初計画及び改定計画の計画期間と、上位計画等の関係を図6に示します。

改定計画は、当初計画の運用開始年度（令和6年度）の次年度から運用を開始することから、当初計画及び上位計画である「第3次かんた環境未来図－荻田町環境基本計画－」と同じく令和15年度を最終目標年度とする9年間を計画期間とします。

また、目標の達成状況を比較する際の基準年度は、ごみの排出量及び処理実績が確定している直近年度であり、前計画の最終目標年度でもある令和5年度とします。

なお、計画の進捗管理を確実にを行うため、令和11年度を中間目標年度として目標達成状況を点検し、必要に応じて計画目標等の見直しを行うことで、計画の実効性を確保します。

ただし、法律の改正や予期せぬ国の上位計画・指針の変更等、計画の前提条件に大きな変動が生じた場合には、年度に関わらず、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

区分		R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
町	総合計画	第5次荻田町総合計画(令和3年度～令和12年度) 前期基本計画(令和3年度～7年度)後期基本計画(令和8年度～12年度)										第6次荻田町総合計画 (令和13年度～令和22年度)				
	環境基本計画	第2次 (平成26～令和5年度)			第3次かんた環境未来図－荻田町環境基本計画－ 計画期間:令和6年度～15年度(10年間)										第4次 (令和16年度～)	
	ごみ処理基本計画	前計画(～令和5年度)			当初計画(計画期間:令和6年度～15年度)											
					改定計画(計画期間:令和7年度～15年度)											
			当初計画・基準年度	改定計画・基準年度	当初計画・運用開始年度	改定計画・運用開始年度				当初計画・中間目標年度	改定計画・中間目標年度			当初計画・最終目標年度		
国	計画・指針 (ごみ排出量の目標値)	循環型社会形成推進基本計画 (第5次:令和6年8月) 概ね5年ごとに見直し(法定) 循環型社会形成推進基本計画 (第6次:令和12年度上半期?) 整合させる形で目標値等を改定 廃棄物処理法基本方針 (令和7年5月) 廃棄物処理法基本方針【改定】 (令和13年度上半期?)														

図6 計画運用の期間と考え方

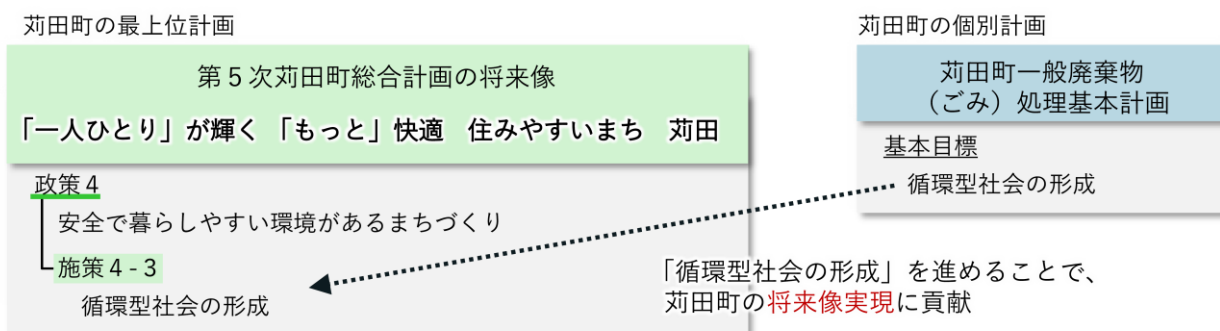
※1 主に、家庭生活や事業活動の中で発生するごみのこと。生ごみやペットボトルなど、日常生活に伴い発生する「家庭系一般廃棄物」と、事業系紙ごみや食品残さといったオフィスや飲食店などでの活動に伴い発生する「事業系一般廃棄物」の2種類に分類される。

3 章 計画の目標

3-1 基本目標

ごみの適正処理は、第5次荏田町総合計画においては「安全で暮らしやすい環境があるまちづくり」として政策が掲げられ、施策「循環型社会の形成」として位置づけられています。

本計画においても、本町が掲げる将来像実現に貢献するため、「循環型社会の形成」を基本目標とし、目標達成に向けて本町の課題解決や社会情勢への対応に取り組みます。



3-2 個別目標

(1) ごみ排出量の将来推計

近年のごみ量の動向や人口シナリオから、現状の施策を継続した場合(表2)、目標年度の町民1人1日当たりのごみ排出量(家庭系も含む)、ごみ総排出量ともに、減少が見込まれます。

しかし、家庭系可燃ごみについては、組成調査や町民アンケートの結果(P.43)から、厨芥類(食品ロス含む)、紙ごみやプラスチック類などについて、削減の余地があることが分かっていることから、「ごみとなるもの」をさらに減らす取組が必要となります。

表2 主な推計値(現状推移の場合)

	令和5年度 (実績)	令和15年度 (推計)	増減率 (%)
人口	37,745人	36,863人	-2.3%
ごみ総排出量	12,189 t	11,023 t	-9.6%
町民1人1日当たりのごみ排出量	882 g	819 g	-7.1% (-63 g)
町民1人1日当たりの家庭系ごみ 排出量	656 g	597 g	-9.0% (-59 g)
事業系ごみ量	2,426 t	2,426 t	維持
リサイクル率(RDF化除く)	15.8%	12.8%	-3%

(2) 目標指標の設定

当初計画では、「町民1人1日当たりのごみ排出量」と「リサイクル率(RDF化を除く)」を目標指標としていましたが、改定計画では、家庭系ごみの減量に向けた取り組みが的確に反映され

る指標として、資源物や集団回収を除いた「町民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」を追加します。

また、事業系ごみについては、社会情勢や景気の影響を受けやすく（特に本町では産業構造上、その影響を受けやすい）、町の施策による減量効果を検証しにくいという面があるものの、事業者の取組結果を表す項目として、「事業系ごみ量」を追加します。

表3 目標指標と対象ごみの内容

目標指標	対象（算出方法）	国・県の目標値
【指標1】 町民1人1日当たりの ごみ排出量（g）	苅田町内で発生する全てのごみ（＝ ごみ総排出量） ごみ総排出量÷人口÷年間日数	国：850g/人・日（R7） 「第4次循環型社会形成推進 基本計画」（平成30年6月）
【指標2】 リサイクル率（％） （RDF化除く）	ごみ総排出量のうち、どのくらいの 割合が資源化されたのか。 資源化量÷ごみ総排出量	国：26％（R12） 「廃棄物処理法基本方針」 （令和7年2月）
【指標3】：追加 町民1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量（g）	集団回収量、資源ごみ等を除いた家 庭からの一般廃棄物の総排出量 家庭ごみ総排出量÷人口÷年間日数	国：478g/人・日（R12） 「廃棄物処理法基本方針」 （令和7年2月） 県：516g/人・日（R7） 「福岡県廃棄物処理計画」 （令和3年3月）
【指標4】：追加 事業系ごみ量（t）	苅田エコプラントに搬入される事業 系ごみの総量	—

（3）目標値の設定

基本目標達成に向けて、各目標指標の目標値を以下のとおり設定し、国が示す水準と同水準を目指すこととします（表4）。

ただし、ごみに関する国の上位計画が改定された場合には、表に示す目標値にこだわらず、本町の状況も考慮した上で必要に応じて最適な目標値を再設定します。

表4 計画目標

目標指標	基準	最終目標	増減率 令和5年度比	国目標
	令和5年度 (2023)	令和15年度 (2033)		令和12年度 (2030)
発生抑制（リデュース）				
町民1人1日当たりの ごみ排出量	882 g	706 g	-20.0% (-176 g)	850 g
町民1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	656 g	495 g	-24.5% (-161 g)	478 g
事業系ごみ量	2,426 t	2,199 t	-9.4% (-227 t)	—
再生利用（リユース、リサイクル）				
リサイクル率（RDF化を除く）	15.8%	15.8%	維持	28%

(4) 目標値設定の考え方

目標値の設定については、発生抑制や分別排出についての取組みを進めることにより、減量やリサイクルが可能な量を積み上げることで設定します。

例えば、家庭系可燃ごみについては、厨芥類、紙ごみ、プラスチック類といった各組成の削減目標量を積み上げることで全体の数値目標を設定します。

表 5 町民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の削減量内訳

ごみ種別	削減対象とする組成	R5 排出量	削減目標量	R15 目標排出量
家庭系可燃ごみ	厨芥類（食品ロス含む）	180 g	▲50 g	130 g
	紙ごみ	175 g	▲48 g	127 g
	高分子類（プラごみ）	111 g	▲31 g	80 g
	その他	64 g	▲7 g	57 g
家庭系不燃ごみ	プラ系	8 g	▲2 g	6 g
	その他	33 g	▲1 g	32 g
家庭系粗大ごみ	粗大ごみ、家電ごみ	85 g	▲22 g	63 g
		656 g	▲161 g	495 g

現状推移の場合でも、最終目標年度（令和 15 年度）の町民 1 人 1 日当たりのごみ排出量（家庭系も含む）、ごみ総排出量は、ともに減少が見込まれますが、目標達成に向けた排出量とするために、新たな減量施策を実施する必要があります。

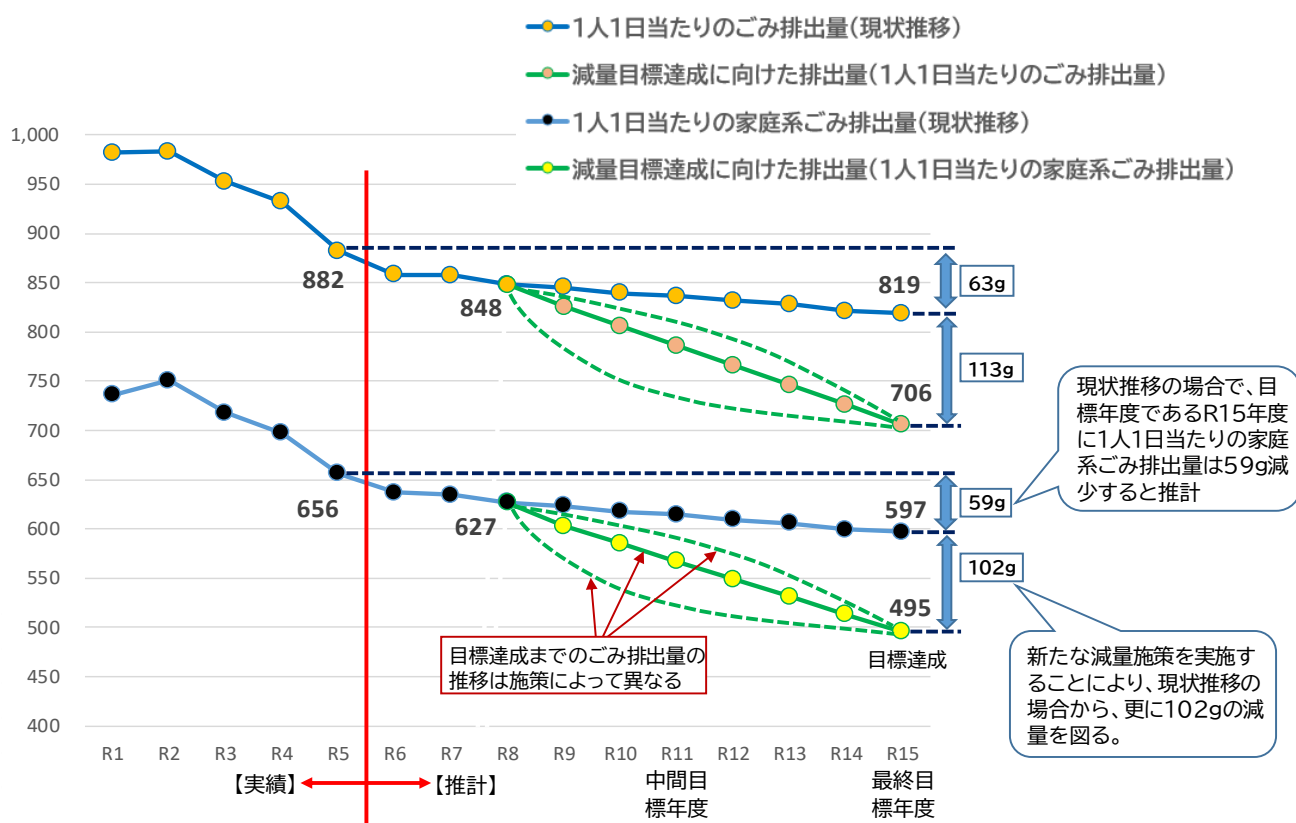


図 7 減量目標達成に向けたごみ排出量

4 章 目標達成のための取組

4-1 取組の体系と主体ごとの役割

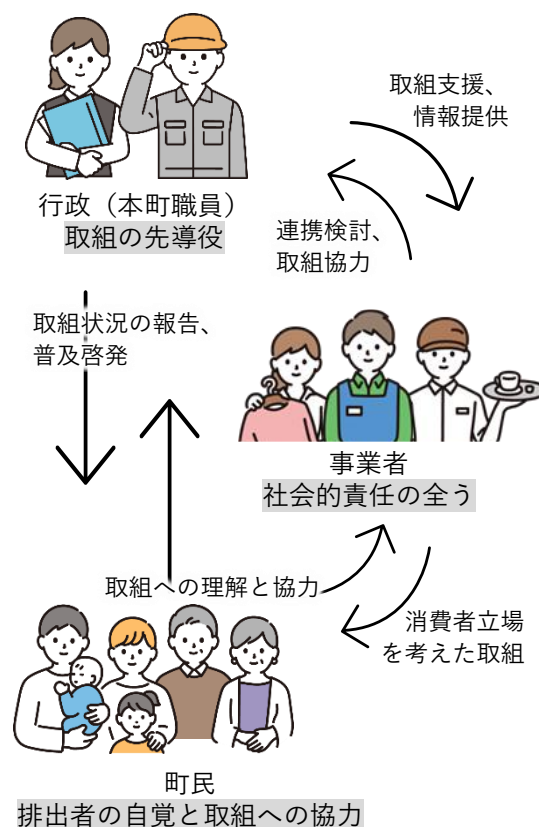
本町では、これまで、ごみの適正処理における基本的な考え方「3R（リデュース、リユース、リサイクル）」に基づいて、取組を進めてきました。しかし、地球温暖化やプラスチックごみ、食品ロスなど新たな環境問題の浮上により、バイオマス化や再生材利用を意味する「Renewable（リニューアブル）」を加えた「3R+Renewable」の視点での対応が求められるようになってきました。

本町でも「1 ごみの減量の推進」を図るとともに、「リニューアブル」の考え方を普及させることで、暮らしや行動における「サステナブルなスタイルへの転換」を促します。

それでも発生が避けられないごみについては、「2 分別・リサイクルの推進」により再資源化を実施します。さらに、取組を推進するためには知識や情報、日頃の意識が欠かせません。「3 ごみについて考える機会の提供」に努め、各主体の意識醸成を図るとともに、本町のごみ処理の課題解決や負担軽減を実現する「4 適正なごみ処理システムの運用」に取り組んでいきます(表6)。

表6 取組の体系

取組の方向性	
1	ごみの減量の推進（Reduce、Renewable）
1)	家庭から出るごみの減量
2)	事業所から出るごみの減量
3)	ごみの有料化に向けた取組の導入
4)	食品ロスの削減
5)	サステナブル※ ¹ なスタイルへの転換
2	分別・リサイクルの推進（Reuse、Recycle）
1)	分別収集によるリサイクル推進
2)	紙ごみの分別収集の推進
3)	プラスチックごみの分別収集の検討
4)	機会の提供によるリユース促進
5)	グリーン購入とエシカル消費※ ²
3	ごみについて考える機会の提供
1)	ごみに関する情報発信の充実
2)	環境教育・学習の充実
4	適正なごみ処理システムの運用
1)	新たなごみ処理システムの検討
2)	ごみ処理システムの適正運用と改善



※1 「持続可能な」という意味であり、環境、社会、経済の三つの側面をバランスよく考慮し、現代社会や将来の世代に対して持続可能な発展を実現するための概念。

※2 エシカル（Ethical）は「倫理的、道徳的」という意味で、エシカル消費は、商品やサービスを選ぶ際に、環境への負荷や社会的影響を考慮した上で選択する消費行動のことである。この消費活動により、持続可能な製品や公正な労働条件を支持する企業を応援することができる。

4 - 2 取組の内容

方向性 1 …ごみの減量の推進

1 - 1) 家庭から出るごみの減量

日常生活で発生する家庭ごみは、完全にゼロにすることが難しいごみです。そのため、「いかにごみの発生を防ぐか」が、基本的な考え方となります。

購入を考えている製品の必要性の吟味、食材の「3切り（使い切り、食べ切り、水切り）運動」、ものを長く大切に使うことなどの考え方や取組は、比較的簡単に日常生活に取り入れることができます。普段からの意識づけや実際に行動に移すことが重要です。

なお、町民アンケート調査の結果から、本町では「家庭ごみを減らすことができる」と考えている町民が約 7 割と、減量の余地は十分にあることが予想されます（P.43 参照）。特に、家庭ごみのほとんどが生ごみの水分によるものであるため、水切りの徹底でかなりのごみ減量化が期待されます。

行政	・ごみの発生が少ないライフスタイルやごみの分別、再資源化について、SNS などあらゆる媒体を通して情報提供・普及啓発を実施し、個人や家庭でできる取組を促進します。 ・生ごみ処理機器設置補助金制度を周知・活用し、取組を推進します。
町民・ 各種団体	<製品の購入> ・必要性をしっかりと吟味した上で、購入の必要がある場合は長期的かつ再資源化が可能な製品を選びます※¹。 ・日用品などの消耗品は、可能な限り詰め替え可能な商品を購入します。 ・マイバッグやマイボトルなどを持参し、使い捨てプラスチックの使用を避けます。 ・購入の際には簡易包装を優先します。 <食材の利用> ・生ごみの水切りを徹底します。 ・「使い切り、食べ切り、水切り」の「3切り運動」に取り組めます。 ・生ごみ処理機器設置補助金制度などを活用し、生ごみの堆肥化に努めます。 <長期の利用> ・家具や文具は適正使用やメンテナンスを心がけ、できるだけ長く使います※¹。 <責任の自覚> ・国や県、町など行政が発信する情報提供に積極的に興味を持ちます。 ・イベントや学習の機会、地域の活動に協力・参加します。
事業者	・消費者が使い捨てプラスチックを断りやすいように、販売・提供の際は意思確認を行います。 ・使い捨てプラスチックではなく、バイオマスプラスチックや再生材などへの切り替えを進めます。 ・製品の簡易包装に努めます。 ・行政などが実施する家庭ごみの減量のための取組に協力します。

※1 家電製品については、家具などと異なり、近年の技術革新に伴い、長期利用よりも買い替えをした方が電気などのエネルギー消費量が抑えられ、結果として二酸化炭素の排出量が少なくなる場合がある。廃棄する家電のリサイクルを前提とし、買い替えを検討することも一案。



生ごみの水分ってどれくらい？なぜ水切りが必要なの？

本町のごみのほとんどは可燃ごみで、そのうち約3割が水分を多く含む生ごみです。この「3割」に含まれる水の量は、身近なモノで例えると次のようになります。



1L 飲料ボトルや牛乳パック
約 **400,000** 本/年



ごみ袋（大、45L）
約 **9,000** 袋/年

※町資料及びごみ組成調査結果より

このように生ごみにはかなりの水分が含まれており、ごみ袋を週に2回出す場合は1人1回当たり約100gの水分を出していることになります。これは「**コンビニのおにぎり1個分**」の重さに相当し、食べ残しや食材の過剰廃棄があれば簡単に発生します。

ごみの水分を減らすためには、毎日の徹底した水切りや食材の使い切りが大切です。

水分を多く含むごみの例)



コーヒーかす、
お茶殻



果物



野菜などの
過剰除去



手付かずの
肉、魚など

なお、生ごみの水分は、その重さのほかにも2つ問題点があります。

1つは、ごみ袋が重くなることによる収集負担の増大です。収集車への積み込みの際にごみ袋の中の水分が飛び散るなどして、本町の環境を汚さないように注意することも必要です。

もう1つは、ごみ処理施設の老朽化を早めてしまうことです。本町ではごみのRDF化を実施していますが、製造過程で乾燥処理をします。施設機能への負担が大きい熱処理が必要となることから、ごみの水分量が多いと施設寿命が短くなってしまいます。

補助金制度を活用して生ごみ処理機器を導入しましょう！

生ごみの水分削減は非常に重要な取組ですが、水切りの徹底を毎日継続することは難しいことでもあります。その場合は、生ごみ処理機器の導入が有効です。



生ごみ処理機器とは、電気で稼働し、設定さえすれば自動でごみを乾燥させる家電製品の1つです。生ごみ処理機器を導入することで生ごみを絞る必要はなくなり、臭い発生も抑えられます。

ただし、家電製品のため初期費用（購入費）が高い場合があります、これにより導入が見送られることがあります。

これに対して本町では、町民が生ごみ処理機器を導入しやすい環境づくりとして補助金制度を導入しています。電気式の生ごみ処理機器を対象として1世帯に1基、2万円を上限に購入金額の半분을補助しています。

ぜひ導入を検討してみませんか？

URL) 荻田町 HP～生ごみ処理機器設置補助金～
<https://www.town.kanda.lg.jp/page/1952.html>



1-2) 事業所から出るごみの減量

我が国主導の下、G7 気候・エネルギー・環境大臣会合において採択された企業向けの行動指針「循環経済及び資源効率性原則（CEREP）」では、企業の循環・資源効率ビジネスへの移行の方針が示されています。事業活動に投入する資源の削減、また事業活動に伴い生じるごみの減量、製品の長寿命化やシェアリング経済モデルの導入検討など、今まで以上に取組を実施していく必要があります。

本町における事業活動を循環・資源効率ビジネスに移行させていくためにも、引き続き、事業者に向けた積極的な情報提供を行うとともに有効な対策を検討します。

行政	・事業者のごみの減量化のための対策を検討します。 ・ごみを多量に排出する事業所に、多量排出事業者制度^{※1}の導入を検討します。 ・ごみに関する社会動向や優良な取組事例、また本町のごみの分別ルールなど積極的な情報提供を実施します。
町民・各種団体	・飲食店などでは食べ切れる量を注文し、食べ残しがないように努めます。 ・勤め先では、両面コピーや電子データ化を実施し、ごみの減量に努めます。
事業者	・製造プロセスの改善や業務の電子化など、事業活動におけるごみの減量化に努めます。 ・行政が提供する情報に積極的に興味を持ち、取組に協力します。

1-3) ごみの有料化に向けた取組の導入

令和3年6月に策定された「地域脱炭素ロードマップ」では、「資源循環の高度化を通じた循環経済への移行」が重点対策の1つに位置づけられており、その中では「家庭ごみ有料化の検討・実施」が主要な政策として位置づけられています。

ごみの有料化はごみ減量化の動機づけ効果が高く、導入実績を持つ行政の事例によると、有料化実施によりごみの量が確実に減少傾向に転じることがわかっています。ごみの量が減少すれば現有の処理施設の負担が軽減され、施設の延命化につながります。さらに、ごみの量に応じて料金を徴収することで、各主体におけるごみの削減努力を評価・考慮することができ、サービスの公平性の確保にもつながります。なお、有料化により徴収した手数料はごみ処理サービスの充実に活用することが可能です。

すでに、平成27年に本町においてもごみの有料化は「早急に実施すべき」との答申がありました。本計画期間中では、ごみ袋の種類や規格、料金制度など、有料化に向けたより具体的な検討を実施するとともに、ステークホルダーを巻き込んだ勉強会を開催するなど、実施体制の構築や合意形成に努め、できるだけ早い段階でのごみの有料化実施を検討します。

行政	・ごみの有料化に向けた具体的な検討や勉強会を実施します。 ・ごみの有料化における優良事例を収集し、本町の状況にあった制度を検討します。
町民・各種団体及び事業者	・ごみの有料化の基本的な考え方や取組が持つ効果など、行政が提供する情報に積極的に興味を持ち、理解に努めます。 ・勉強会などの機会には、可能な限り積極的な参加を心がけ、周囲への呼びかけを実施します。

※1 多量に一般廃棄物を排出する事業者に対してごみの減量に関する計画書を作成させ、ごみを運搬する場所及びその運搬方法等について、町が必要に応じて指示を行うことができる制度。
(廃棄物処理法 第6条の2 第5項)

1-4) 食品ロスの削減

食べ残しや手付かず食品といった食品ロスは、まだ食べられるのに廃棄されてしまう「もったいない」ごみです。さらに食品ロスの発生は、家庭であれば家計費のロスを、事業者であれば処理経費の負担増加を意味します。

令和4年度に実施した「ごみの組成調査及び食品ロス発生状況調査」では、家庭系可燃ごみの約34%は厨芥類（生ごみ等）、約11%は食品ロスでした。令和元年10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、福岡県においても「食品ロス削減推進計画」が策定されたことを受け、本町においても各主体による食品ロス削減に向けた取組を進めていくことが必要です。

なお、詳細については「第6章 食品ロス削減推進計画」に記載します。



家計ロスにもなる食品ロス、どうしたら防げる？

食品ロス発生を防ぐには、まずご家庭で、実際にどのような食品ロスが出ているかを把握しておくことが大切です。「どのような食材」が、「どのような理由」で捨てられてしまうか、日記など記録をつけて原因を把握し解決策を考えましょう。

例えば、環境省が公開する記録ツール「7日でチャレンジ！食品ロスダイアリー」では、実際に1週間かけて、捨てた食品やその理由、重さなどを記録し振り返ることで食品ロス対策に取り組めます。

そのほか北九州市の取組「冷蔵庫のクリーンアップ」も非常に参考になる取組です。冷蔵庫に着目し、定期的な清掃及び中身のチェックをすることで、過剰な買い物や期限切れなどによる食品の廃棄を減らす取組です。ぜひご家庭でも食品ロス対策に取り組んでみましょう。

URL) 環境省 HP～食品ロスポータルサイト 消費者向け情報～
<https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/general.html>



北九州市 HP～『食べものの「残しま宣言」運動』～
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/page/nokoshimasengen/sengen.html>



1-5) サステナブルなスタイルへの転換

昔に比べて非常に豊かになった私たちの暮らしですが、その背景には大量生産・大量廃棄が隠れており、限りある資源を枯渇させ、また自然や生きもの、人々の暮らしに至るまで、地球全体の環境に大きな負荷をかけてきました。

このような中、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、これまでの3Rに「Renewable（リニューアブル）」といった「再生可能な資源への切り替え」を加えた内容が基本原則として掲げられるようになりました。

「リニューアブル」には、事業者による製品素材のバイオマス化など、原材料の切り替えの取組のほかに、個人や家庭でも取り組める「サステナブルファッション」があります。これは、資源投入量も廃棄量も規模が大きいアパレル市場を、持続可能な市場に変えていく取組です。購入の必要性を吟味し、長期利用の心がけに加えて製造過程にも目を向け、オーガニック素材やSDGsに取り組む企業の製品を購入するなど、消費者の観点からも行動変容を起こすことで、企業や事業者の取組に相乗効果を持たせ、プラスの循環を引き起こします。同様の考え方に基づく取組は、アパレル市場に限らずさまざまな市場で進んでいます。

本町でもこのような事業者の取組を支援するとともに、消費者が事業者の取組に協力しやすいように、社会の動向も含めた事業者の取組など情報提供・普及啓発を行います。

行政	・「リニューアブル」について情報提供や普及啓発を行い、各主体の暮らしや行動におけるサステナブル化を促します。 ・バイオマスや再生材利用などに取り組む事業者との連携や支援を検討します。
町民・ 各種団体	・行政が提供する「リニューアブル」の情報に積極的に興味を持つほか、事業者が実施する環境配慮の取組について理解に努めます。 ・素材や労働環境、製品の製造・輸送など、モノやサービスが提供されるまでの過程を含めて、環境配慮を実施する製品の選択に努めます。
事業者	・使い捨てプラスチックではなく、バイオマスプラスチックや再生材などへの切り替えを進めます。 ・製品の製造・輸送の過程における環境負荷軽減や労働環境の改善など、モノやサービスの提供までの過程においても環境配慮に努めます。

2-1) 分別収集によるリサイクル推進

本町では、カン・ビン・ペットボトルはそれぞれ分別して収集しています。ごみの分別は、収集・処理の負担軽減だけではなく、リサイクルを推進するための取組でもあります。

近年問題となっているプラスチックごみについては行政や事業者によるリサイクルの取組が進められているところです。本町においても、プラスチックごみは分別収集の余地があることがわかっており(P.46 参照)、新たな分別収集項目に設定することも視野に入れて取組を検討していく必要があります。

またこれまでも、分別収集の取組として、集団回収制度を利用した集団回収や町有施設での拠点回収などの取組を実施してきました。集団回収は登録団体が減少傾向にありますが、地域コミュニティの形成・活性化にもつながる取組のため、今後も引き続き取組を促進していくことが望まれます。拠点回収については高齢化が進行する地域状況を踏まえ、拠点の増設にこだわらず、戸別収集の実施などごみ出しが困難な世帯についての支援制度充実も検討していきます。

行政	・資源物（カン、ビン、ペットボトル、紙など）について分別収集・リサイクルを行います。 ・プラスチックごみについて、本町の排出状況や利用先（連携可能な事業者・団体）の状況も踏まえて、分別収集項目への追加を検討します。 ・燃料へのリサイクルが可能な廃食油について、事業者などと連携した回収・利活用を検討します。 ・集団回収制度について、積極的な情報提供を実施します。 ・拠点回収を実施する拠点場所や回収物について、情報提供を実施し認知度向上に努めます。 ・回収拠点への搬入やごみ出しが困難な世帯について、支援制度を検討します。
町民・各種団体	・資源ごみの分別ルールを遵守し、異物の混入防止に努めます。 ・集団回収や拠点回収に、積極的に参加・協力します。 ・コンビニやスーパーなどで実施されている資源物の店頭回収に協力します。
事業者	・事業活動に関連したリサイクル関連法令の遵守に努めます。 ・トレイや飲料パック、紙ごみ、自らが製造する製品などあらゆる資源物について店頭回収を実施するなど、リサイクルの推進に努めます。



集団回収ってどんな活動？どんなメリットがあるの？

集団回収は、町内で活動する団体（PTA や自治会、育成会など）が、雑誌や段ボール、古着などの資源物を回収し、リサイクルを行う回収業者へ引き渡す「**自主的なリサイクル活動**」です。

本町の「資源回収団体」としての登録手続を行えば、回収量に応じた助成金を受けられるため、自らの団体運営や活動費用に充てることができます。

また、地域に密着した活動のため、地域の実情に沿ったリサイクルや、地域コミュニティの活性化にもつながります。子どもたちなど次世代を巻き込めば、環境教育の場としても機能します。

お近くで活動されている集団回収への参加や、集団回収団体としての登録を検討してみませんか？

URL) 荻田町 HP～資源回収助成金～
<https://www.town.kanda.lg.jp/page/1951.html>



家電製品の自宅回収サービスが始まりました！

家電製品は法律のもと、正しい処分方法が定められています。そのため、無許可業者を利用してしまうと不法投棄や利用者側への罰則につながる場合があります。



！ 無許可の業者を利用しないでください。

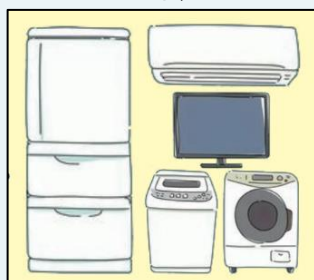
不法投棄や高額請求トラブルのおそれがあります。
また、依頼した側にも罰則が科せられる可能性があります。

無許可業者の例

 町中を巡回	 チラシを配布	 ネットで広告	 空き地で回収
-----------	------------	------------	------------

本町ではそのようなトラブルを防ぐとともに、資源循環を促進していくために、法のもと認められた事業者と連携協定を結び、宅配便を活用した使用済みパソコンの回収や家電製品の自宅回収サービスを始めました。補助制度ではありませんが、行政が紹介するサービスのため安心してご利用いただけます。希望日にご家庭からの搬出も頼めますのでぜひ活用ください。

サービス対象)



- ・エアコン
- ・テレビ
- ・冷蔵庫
- ・洗濯機
- ・衣類乾燥機

※ 電気・電池で動く家電製品であればほとんどがサービスの対象です。
(例：パソコンや掃除機、カメラなど)

サービス申込の流れ)



※当サービスは家庭向けのサービスです。事業所や店舗はサービス対象外です。

URL)

荏田町 HP～家電 4 品目の自宅回収サービスを始めます～
<https://www.town.kanda.lg.jp/site/gomi/1980.html>



2-2) 紙ごみの分別収集の推進

紙ごみは、本町で排出される家庭系可燃ごみのうち、厨芥類（生ごみ）に次いで2番目の排出量となっています。紙ごみはリサイクル事業者が存在する有償で取引可能な資源物であり「もったいない」ごみの1つです。これまで本町では紙の資源回収に取り組んできたところですが、明確な効果は現れていない状況です。

より着実に紙ごみをリサイクルしていくために、集団回収や拠点回収など既存取組の情報提供を継続しつつ、紙ごみのみを対象とした回収袋や収集日の設定など新たな取組についても、可能性を調査し、導入を検討していきます。

行政	・紙ごみの資源回収について、紙ごみの具体的な種類や回収ルール、回収場所などの情報提供を積極的に行い、分別収集の周知徹底に努めます。 ・情報提供は、広報紙「広報かんだ」をはじめとし、本町のホームページや SNS、イベントなどのあらゆる媒体や機会を活用します。 ・専用の収集袋や収集日の設定など、新たな取組について検討を進めます。
町民・各種団体	・集団回収や拠点回収、店頭回収を含め、紙ごみの資源回収に協力します。 ・周囲に対する呼びかけや情報提供により、リサイクルの推進に努めます。
事業者	・事業所における紙ごみ分別に取り組みます。 ・行政が実施する取組に積極的に興味を持ち、協力します。



？ 紙ごみはどこに行けば、回収に出せる？

紙ごみの回収は本町の公民館などで実施しています。詳しくは、下記 URL もしくは Q R コードにアクセスいただき、お近くの施設をご確認ください。

なお今後、紙ごみのさらなるリサイクルに向けて取組を検討していく予定です。「広報かんだ」をはじめとし SNS も含めて情報を発信していきますので、ぜひご一読ください。

URL) Google マイマップ 資源ごみの拠点回収 対象施設
<https://www.google.com/maps/d/u/3/edit?mid=>



2-3) プラスチックごみの分別収集の検討

令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、市区町村はその区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされました。

それを踏まえ、本町においてもプラスチックごみの発生抑制や、可燃ごみや不燃ごみに含まれるプラスチック製品の分別・資源化を推進する必要があります。プラスチックごみは、本町で排出される家庭系可燃ごみのうち、3番目の排出量となっており、町民の分別意欲も高いごみであることから(P.46 参照)、新たな分別収集項目に設定することも視野に入れて取組を検討していく必要があります。

行政	・プラスチック資源循環法等を踏まえたプラスチック製品の分別、収集、資源化（再商品化）の実施に向け、コストや事業者の確保等の課題を整理、検討していきます。
----	--

2-4) 機会の提供によるリユース促進

3R の考え方では、リサイクルする前に、リユースに優先的に取り組むことが大切です。本町では、まだ使うことができるモノなど、資源物がごみとして排出されることを防ぐために、フリーマーケットなどを設置し、「譲りたい側」と「求める側」のマッチングの機会を提供しています。

近年はインターネットを活用したネットフリマなどのアプリケーションサービスもあります。このような媒体も活用し、さまざまな人に対してリユースの機会提供に努めます。

行政	・「ふるさと苅田地産地消フェア」などのイベントを活用して、リユースの機会の提供に取り組みます。 ・ネットフリマなどのアプリサービスについて積極的な情報提供を実施するとともに、事業者との連携を検討します。
町民・各種団体	・廃棄する前に、フリーマーケットやネットフリマなどへの出品を検討します。 ・書籍やおもちゃなど、ものを購入する際は中古品も含めて検討します。 ・リユースの機会について、周囲への呼びかけや情報提供に努めます。
事業者	・事務用品や機器などを購入する際は中古品も含めて検討します。 ・修理サービスなどを充実させることで、リユース機会の増加に貢献します。

「地元の掲示板 ジモティー」

「地元の掲示板 ジモティー」をご存知でしょうか。

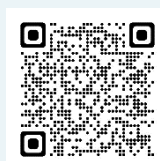
ジモティーは、いらなくなったモノを「0円」から譲り合える、ネットフリマの1つです。

「地元の掲示板」をテーマに都道府県別、さらに市区郡別、駅別の検索機能が設けられており、受渡方法や場所を当人同士で相談することができるため、送料がかかる家具なども無料で譲り合うことができます。

現在、ジモティーは自治体との協定締結によるリユース促進に取り組んでおり、福岡県でもすでに、大木町、北九州市、宗像市が協定を結びました。

本町でも町内のリユースを促進するべく、協定の締結、また具体的な取組検討を進めています。

URL) ジモティーHP～全国 100 自治体とリユース促進に向けた協定締結を達成～
https://jmt.y.co.jp/archives/20338/news_release/



出典) ジモティーHP

2-5) グリーン購入とエシカル消費

環境に配慮したモノやサービスを選択することは、経済活動全体を環境に配慮したものに変わっていくための市場後押しにつながります。例えば、グリーン購入とエシカル消費という取組がありますが、いずれも持続可能な社会実現に欠かせない概念です。各主体ができる部分から実際に取り組んでいくことで、長期的には大きく社会を変える力があります。

行政	・国が公開する「環境物品などの調達に関する基本方針」を参考に、環境配慮型製品の調達を推進するとともに、町民や事業者に向けた情報提供を実施します。 ・国や公的機関が公開する普及啓発ツールや教材について情報提供を実施するとともに、教育機関などを対象とする出前講座を検討します。
町民・ 各種団体	・プラスチック以外の素材でつくられた製品や生分解性に優れた製品の選択に努めます。また、地産地消やフェアトレード認証商品の選択に努めます。 ・環境ラベルなどにより環境配慮の効果が証明された製品を選択します。 ・必要性をしっかりと吟味した上で、購入の必要がある場合は長期的かつ再資源化が可能な製品を選びます。 ・周囲への呼びかけや情報提供により、リサイクルの推進に努めます。
事業者	・事務用品などのグリーン購入やエシカル消費に努めます。 ・自らが提供する製品やサービスについて、環境配慮に努めます。



グリーン購入ってどんな取組？エシカル消費は何が違うの？

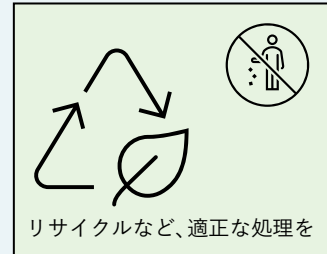
グリーン購入とは、まず「製品購入の必要性の吟味」からはじまり、「必要がある場合は、より環境負荷の小さい製品を環境配慮に取り組む事業者から購入」し、「役目を終えた場合はリサイクルを含め適切に処理する」こと、この3つの行動から構成される取組です。



本当に購入する必要はある？
家にあるもので代わりはない？



より環境にやさしい製品を



リサイクルなど、適正な処理を

より環境にやさしい製品を選ぶ際には「環境ラベル」が参考になります。
一度は見たことがあるラベルがあるのではないのでしょうか。

環境ラベルの種類は、以下の Web サイトで確認できます。ぜひ日々の買い物に役立てましょう！

いろいろな 環境ラベル  エコマーク	 リユース・リサイクル関連	 省エネ関連
--	--	--

出典) 環境省 環境ラベル等データベース
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/>

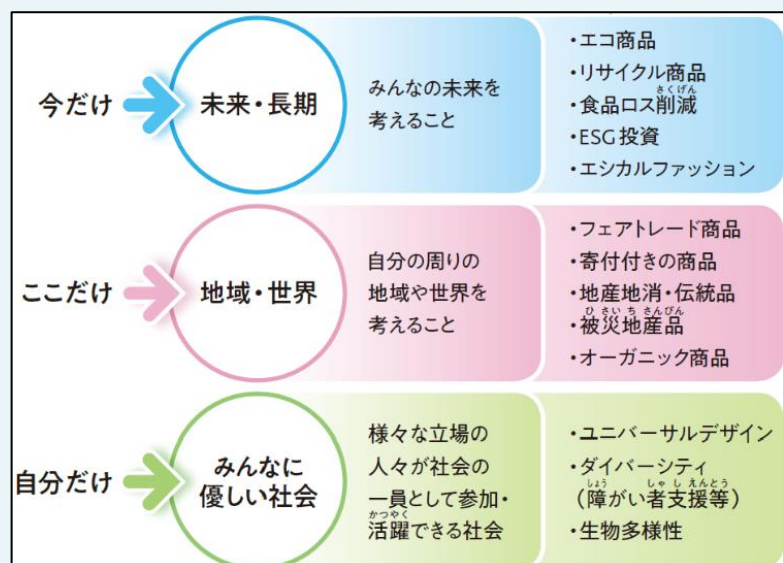


もう1つのエシカル消費とは何でしょうか？

こちらもグリーン購入と同様に、適正な処理までを含んだ環境配慮型の消費行動を意味します。
ただしエシカル消費では、環境への配慮に加えて、製品の製造現場で働く人々やその労働環境、社会や地域のことも考えて製品を選択・購入します。「誰一人取り残さない」ことを誓う SDGs とも関連の深い取組です。

地元の農産物や店舗で購入する「地産地消」、農業や化学肥料不使用を意味する「オーガニック」、途上国との平等な取引に努める「フェアトレード」、国籍・性別など個人の特徴によらない「ユニバーサルデザイン」…、さまざまな取組があります。

持続可能な社会のために、エシカル消費に取り組んでみませんか？



出典) 消費者庁 エシカル消費特設サイト

URL) 消費者庁 エシカル消費特設サイト
<https://www.ethical.caa.go.jp/ethical-consumption.html>



方向性 3…ごみについて考える機会の提供

3-1) ごみに関する情報発信の充実

本町のごみ処理の状況について各主体が理解し、それぞれが取り組むべきことを自覚することは、本町での循環型社会の形成を大きく後押しします。

ごみに関する情報が、国籍や性別、年齢を問わず、すべての人に伝わるようにあらゆる媒体や機会を活用していきます。情報は受信だけでなく、呼びかけなど情報発信も大切です。受け取った情報を周囲の人々や関係事業者とも共有するなど、情報の共有も重要です。

行政	・本町のごみの状況（町民 1 人 1 日当たりのごみ排出量や取組状況）について情報を提供し、各主体の理解や意識醸成に努めます。 ・情報提供は、広報紙や SNS、イベントなどあらゆる媒体・機会を活用します。 ・国や各機関が公開する普及啓発ツールの利活用、情報提供に取り組みます。 ・増加傾向にある外国人に対して、多言語対応のごみの分別ルールブックや、国際交流イベントなどを活用したごみ出し指導など、生活環境においても多文化共生を促進します。
町民・各種団体	・行政が提供する情報に積極的に興味を持ち、取組に協力します。 ・家族や職場、所属団体への情報発信に努めます。
事業者	・行政が提供する情報に積極的に興味を持ち、実施する取組に協力します。 ・自らの社会的責任を果たす一環として、環境やごみに関する取組について情報公開や情報提供に努めます。 ・多言語対応など多文化共生に配慮した製品の販売、提供に努めます。

3-2) 環境教育・学習の充実

ごみに関する意識醸成や、環境意識の高い次世代人材の育成のためにも、環境教育や学習の機会・内容を充実させていくことは重要です。小中学校などの教育現場への出前講座や、地域コミュニティが集まる公民館・公共施設でのごみや環境に関する講座の充実など、さまざまなライフステージで学習の機会を充実させます。

行政	・公民館講座や環境関連学習講座において、ごみ・リサイクル関連のテーマを積極的に扱います。 ・小中学校や地域団体を対象とする出前講座を検討、実施します。 ・行政の取組に協力し、取組の先導的役割を担う人材の発掘・育成に努めます。 ・ごみ処理施設の見学を積極的に進めます。
町民・各種団体	・環境教育や学習の機会に積極的に興味を持ち、参加・協力します。 ・学んだ知識や情報について、家族や職場、所属団体などへの情報発信に努めます。
事業者	・行政が提供する情報に積極的に興味を持ち、実施する取組に協力します。 ・自らの社会的責任を果たす一環として、環境教育の機会創出に努めます。

4-1) 新たなごみ処理システムの検討

我が国では、市町村の厳しい財政状況やごみ処理施設の老朽化など、ごみの適正処理における課題を解決し、持続可能なごみの適正処理を確保することを目的として、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を推進しています。

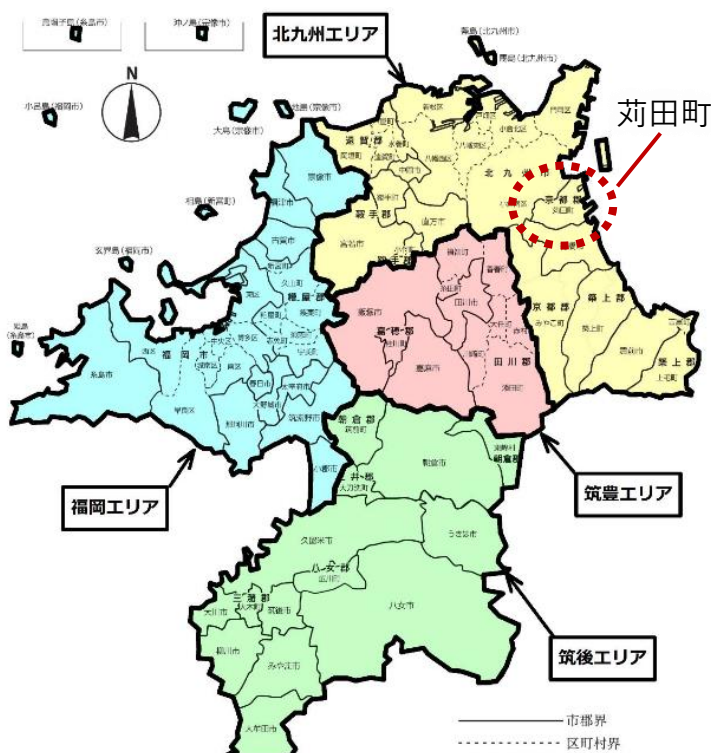
令和2年6月に国において「広域化・集約化に係る手引き」が策定されたことを受け、令和4年4月に福岡県が策定した「ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画」では、本町の広域化・集約化に向けた検討を進めるエリアとして「北九州エリア」が設定されました。

本町でも全国的な傾向と同様にごみ処理施設の老朽化が進んでおり、計画的な修繕だけでなく故障等による突発的な修繕も実施している状況です。大規模改修も検討しましたが、当時RDF化施設を建設した業者がすでに廃業しているなど改修自体が困難な状況です。

そのような状況を踏まえ、令和6年度にごみ処理の広域化を含め、本町に適した新たなごみ処理システムの検討を行いました。本町のごみ処理の特徴であるRDF化は埋立用地が不要で、石炭の代替燃料を生産できることから、これまで本町での循環型社会形成に大きく貢献してきました。しかしながら、RDF製造過程において大量の灯油を使用するなど、温室効果ガスの排出が避けられないといった点や、受入先の確保や有償・低コストでの処理継続が困難なことから、焼却方式に比べて処理経費が高くなるなどといった点が改めて課題とされました。

令和6年11月の環境審議会答申では、「北九州市へ一般廃棄物（可燃性ごみ）の受入れについて要請し、現ごみ処理施設内に町単独で廃棄物中継施設を整備した上で、ごみ処理（北九州市処理施設での焼却）を委託する」ことが本町に最適な処理方式として選定されました。また、「北九州市との協議については、同市のごみ処理の状況及び受入れに係る条件等に十分配慮されることを要望する」とされたところです。ついては、本計画期間中に北九州市との協議を可能な限り早期に開始するとともに、ごみ受入れに係る条件等に十分配慮した上で、新たなごみ処理システムへの円滑な移行を図るための取組を進めます。

行政	・北九州市のごみ受入れに係る条件等に十分配慮した上で、新たなごみ処理システムへの円滑な移行を図るための取組を進めます。 ・現処理施設の維持管理費については、可能な限り削減するよう努めます。
----	---



エリア名	市町村名
北九州 エリア	北九州市、直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、 荻田町 、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
福岡 エリア	福岡市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町
筑後 エリア	大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、うきは市、朝倉市、みやま市、筑前町、東峰村、太刀洗町、大木町、広川町
筑豊 エリア	飯塚市、田川市、嘉麻市、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町

出典) 福岡県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画
(令和4年4月)

4-2) ごみ処理システムの適正運用と改善

収集、運搬、処理などを含めた本町のごみ処理システムについて、適正に運用します。また、荻田エコプラントの現状や近年の社会動向の急速な変化も踏まえ、必要に応じてごみ処理システムを改善し、環境負荷や施設負担の低減、コストの最適化を図ります。

行政	・現状のごみ処理システムの健全かつ適正な運用に努めます。 ・ごみ処理システムに運用上の課題が生じた場合は、各取組主体と協力しながら対応策を検討し、システムの改善を図ります。 ・ICT 技術などを活用したごみ収集効率の向上など、最新技術活用によるごみ処理の高効率化及び作業員の負担軽減について検討を実施します。
町民・ 各種団体	・自らが排出するごみに責任を持ち、ごみの減量やリサイクルに取り組むとともに、ごみの分別や出し方のルールを遵守します。また、周りへの呼びかけを積極的に行います。 ・ポイ捨てを含め、不法投棄などはせず、本町の環境美化に努めます。 ・行政が提供する情報に積極的に興味を持ち、実施する取組に協力します。
事業者	・自らの事業活動における社会的責任を自覚し、ごみの減量やリサイクルに取り組みます。 ・ごみの分別や出し方のルールを遵守し、不法投棄などの不適正処理は行いません。 ・行政が提供する情報に積極的に興味を持ち、実施する取組に協力します。

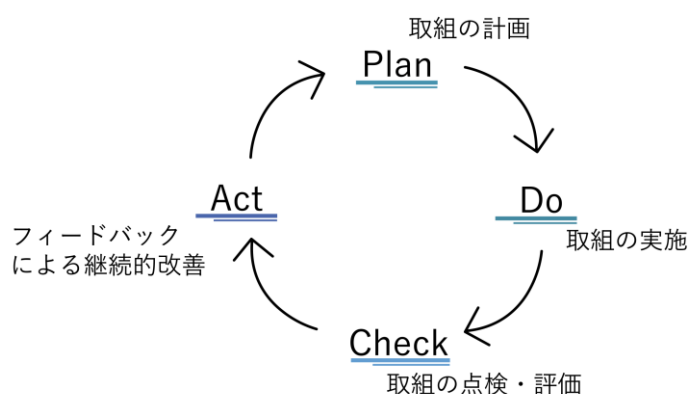
5 章 計画の推進

5-1 計画の実行性確保のために

計画の実行性を確保するためには、取組の進捗状況や目標の達成状況の定期的な点検・評価、またフィードバックによる継続的な改善が重要です。

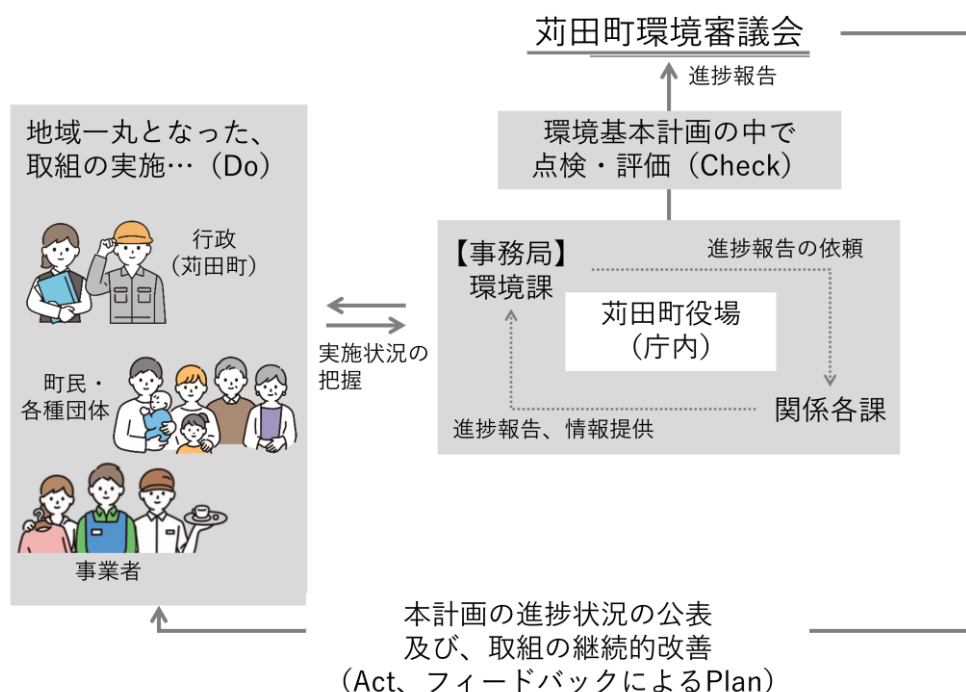
本計画ではPDCAサイクルの考え方に基づき点検・評価及び継続的改善を行い、計画の実行性を確保します。

また、循環型社会は、各主体がそれぞれの役割を自覚し、一丸となって取り組むことで実現されるものです。早い段階での本町での循環型社会実現に向けて、本町の広報紙やイベントなどあらゆる媒体を通し、計画内容の周知徹底を図っていきます。



5-2 進捗管理の手順

本計画の点検・評価及び見直しは、具体的には、図に示す手順で実施します。



6 章 食品ロス削減推進計画

6-1 計画策定の背景と目的

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらずごみとして捨てられてしまう食品のことをいい、食品の生産・製造、流通、消費の各段階において発生しています。日本国内の食品ロス量は令和5年度の推計で464万トンとされており、国民1人当たりの食品ロスは年間約37kg、1日約102gで、これは国民1人がおにぎり1個分の食べ物を毎日捨てている計算になります。

国では、令和元年10月に「食品ロス削減推進法」を施行し、令和2年3月に閣議決定（令和7年3月変更）した「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の中で、「平成12（2000）年度比で令和12（2030）年度までに食品ロスの量を半減させる」、「令和7（2025）年度までに、食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合を80%以上とする」という2つの目標を設定しています。さらに、「食品ロス削減推進法」において、都道府県及び市町村に対して、その区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（以下、「食品ロス削減推進計画」という）を策定するよう求めており、福岡県は令和4年3月に「福岡県食品ロス削減推進計画」（以下、「県計画」とします。）を策定しました。

こうした状況を踏まえ、町民や事業者等と連携して食品ロス削減の取組を進め、町民や事業者等の食品ロス削減の意識向上や行動に繋げていくために、「苅田町食品ロス削減推進計画」を策定します。なお、ごみの減量化・資源化の観点から「苅田町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改定計画）」（以下、「ごみ処理基本計画」とします。）に内包する形で「食品ロス削減推進計画」を取りまとめ、町民・事業者・行政が連携した取組みの展開を目指します。

6-2 計画の基本的事項

（1）計画の位置付け

本計画は「食品ロス削減推進法」第13条第1項の規定に基づき策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置付け、「第3次苅田町環境基本計画」等、本町の諸計画と整合を図り、県計画とも整合を図ります。

また、この計画はごみ処理基本計画のうち食品ロス削減に関連する事項の個別計画として位置付けます。

（2）計画の期間

計画期間は、ごみ処理基本計画の計画期間である、令和7年から令和15年までの9年間とします。

6-3 本町の現状

令和4年度に実施した「ごみ組成調査及び食品ロス発生状況調査」（以下、「組成調査」とします。）の結果では、家庭から出る可燃ごみのうち厨芥類（生ごみなど）が約33.3%、食品ロスが約11.38%となっています。令和5年度（基準年度）の家庭系可燃ごみの排出量（7,328t）をこの割合で換算すると、町内の家庭ごみから2,440tの厨芥類が排出され、834t（町民1人1日当たり60.5g）が食品ロスとして廃棄されていると推計されます。また、事業系の食品ロス量に関しては、組成調査を実施していないことから、家庭系可燃ごみの組成割合を用いて算出しました（表7）。

表7 家庭系可燃ごみの組成割合（重量比）及び食品ロス量

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口		37,437人	37,668人	37,745人	37,571人
年間日数		365日	365日	366日	365日
家庭系可燃ごみ		7,961 t	7,885 t	7,328 t	7,045 t
種類	構成比	排出量			
厨芥類	33.30%	2,651 t	2,626 t	2,440 t	2,346 t
	調理くず	17.11%	1,362 t	1,349 t	1,205 t
	食品ロス	11.38%	906 t	897 t	802 t
	その他	4.81%	383 t	379 t	339 t
紙類	33.03%	2,630 t	2,604 t	2,420 t	2,327 t
高分子類	20.89%	1,663 t	1,647 t	1,531 t	1,472 t
その他	12.78%	1,017 t	1,008 t	937 t	900 t
計	100.00%	7,961 t	7,885 t	7,328 t	7,045 t
1人1日当たりの食品ロス量		66.3 g	65.3 g	60.4 g	58.5 g

事業系可燃ごみ		2,348 t	2,433 t	2,381 t	2,330 t
種類	構成比	排出量			
厨芥類	食品ロス	11.38%	267 t	277 t	271 t
1人1日当たりの食品ロス量		19.6 g	20.1 g	19.6 g	19.3 g

※組成調査の結果では、厨芥類を「調理くず、食べ残し、直接廃棄（手付かず食品）、その他」の4種類に分類しています。県計画では、食品ロスを「食べ残し+直接廃棄」と定義しており、本町でも同様に定義した。

※県内の食品ロス発生割合は12%（県計画の平成30年度実績値）で、本町の割合（11.38%）とほぼ同水準となっている。

6-4 計画の目標

（1）国・県の目標

国では食品ロスの削減目標について、家庭系食品ロスについては「第5次循環型社会形成推進基本計画」（令和6年8月閣議決定）において、平成12（2000）年度比で令和12（2030）年度までに食品ロス量を半減させる（216万トン）、事業系食品ロスについては「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和7年3月公表）において、平成12（2000）年度比で令和12（2030）年度までに食品ロス量を60%削減させる（219万トン）という目標を設定しています。

また「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和7年3月変更）では、これらに加えて食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする目標が設定されています。

県計画では、国の目標を採用し、その達成に向けた目標値を設定していることから、本町においても、国の目標達成に向けた目標値を設定します。

(2) 本町の目標

食品ロス削減の目標値を表8に示します。本町の1人1日当たりの食品ロス量は、令和5年度で80gと推計され、令和12(2030)年度の福岡県の目標107g及び国の目標99gを既に達成しています。しかしながら、食品ロスの年間発生量について、国も福岡県も平成12(2000)年度の半減を目標としており、本町もこれにならい、ごみ処理基本計画の最終目標年度である令和15年度の目標達成を目指します。

表8 食品ロス削減の目標値

項目			基準値 平成 12 年度 (2000 年度)	現況値 令和 5 年度 (2023 年度)	目標値 令和 12 年度 (2030 年度)	目標値 令和 15 年度 (2033 年度)
人口			34,931 人	37,745 人	37,113 人	36,863 人
年間日数			365 日	366 日	365 日	365 日
本町の目標	食品ロス量		1,307 トン	1,105 トン	824 トン	653 トン
	1 人 1 日当たり 食品ロス量		103 g	80 g	61 g	49 g
		2000 年度比	100%	85%	63%	50%
国の目標	人口		126,926 千人	124,352 千人	120,116 千人	—
	目標	食品ロス量	980 万トン	464 万トン	435 万トン	—
	参考	1 人 1 日当たり	212 g	102 g	99 g	—
		2000 年度比	100%	48%	47%	—
県の目標	人口		4,993,079 人	5,146,053 人	4,960,000 人	—
	目標	食品ロス量	38.7 万トン	21.5 万トン	19.4 万トン	—
	参考	1 人 1 日当たり	212 g	114 g	107 g	—
		2000 年度比	100%	54%	50%	—

6-5 目標達成に向けた取組

食品ロス削減に向けては、「発生の抑制」と「発生した場合の対応」の2つの観点から取組を進める必要があります。

「発生を抑制する」観点では、各主体が意識して具体的な行動を起こすことが大切です。例え

ば、飲食店側が提供量を調節できるメニューを用意していても、顧客側に食べ切りの意識がないと食べ残しの削減はできません。同様に、顧客側が適正な量を購入しようとしても、大容量販売のみの枠組みしかなければ使い切りが難しく、食品ロス発生につながってしまいます。このように、各主体が食品ロスを発生させないためにできる行動を自覚し、率先して行動に移していくことが重要です。

「発生した場合の対応」の観点では、手付かず食品のフードドライブなどへの提供があります。本町でもすでに、フードドライブなどの活動に取り組む団体がありますので、このような取組については積極的な情報提供と支援を検討します。

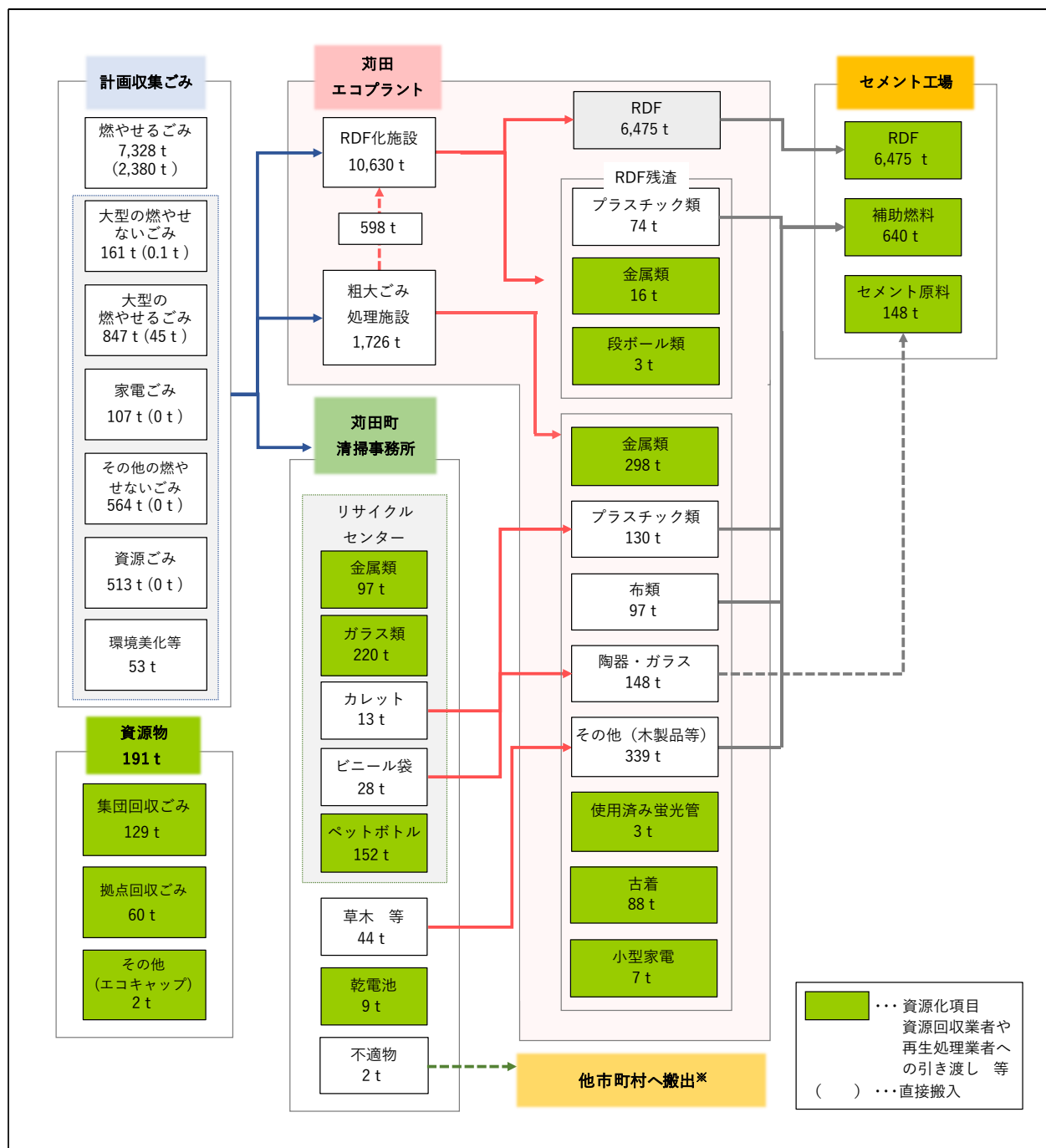
行政	・食品ロスの発生状況や家計費ロスの実態などについて情報提供を実施します。 ・食育や食品ロスに関する意識醸成を兼ねた料理講座などの開催を検討します。 ・国や県、各種団体が公開する食品ロスに関する資料やツールについて普及啓発を実施します。 ・フードドライブなどの活動を実施する事業所及び団体への支援を検討します。また、新たな活動立ち上げについて支援を検討します。 ・フードドライブなどの活動を実施する事業所及び団体について情報提供を実施します。
町民・ 各種団体	・食材の在庫状況の定期的な把握や買い物メモの作成などにより、食品の廃棄削減に努めます。 ・飲食店などでは食べ切れる量を注文し、食べ残しがないように努めます。 ・賞味期限内の食品などは、可能な限りフードドライブなどの活動に寄付します。
事業者	・提供量が調節可能なメニューの提供や持ち帰り対応の実施に努めます。 ・高齢者や子育て家庭、さまざまな世帯に応じた規模・量での販売に努めます。また可能な範囲で量り売りなどの販売を検討します。

資料編

1 ごみの現況

1-1) ごみの処理フロー

本町のごみ処理フローは図8に示すとおりです。



※詳しくは、P.34「1-5) ② 他市町村へ搬出するごみ」をご覧ください。

図8 本町のごみ処理フロー (令和5(2023)年時点)

1-2) ごみの分別区分と収集・処理体制

表9 本町のごみの分別区分と収集・処理体制

区分			収集区域	収集回数	収集方式	処理主体
委託収集	家庭系ごみ	燃やせるごみ (生ごみ、枯葉等)	町全域 (居住地域に限る)	2回/週	戸別方式 もしくは ステーション方式	荻田 エコプラント(株)
		資源ごみ (カン、ビン、ペットボトル)		1回/週		
		大型の燃やせないごみ (金属類)		1回/月		
		大型の燃やせるごみ (布団、木製家具等)		1回/月		
		家電ごみ (電子レンジ、ポット等)		1回/月		
		その他の燃やせないごみ (スプレー缶、バケツ等)		2回/月※		
直接搬入	家庭系ごみ	引越し等の一時多量ごみ等	—	—	町民による 自己搬入	
	事業系ごみ	産業廃棄物以外で町が指定する もの	—	—	事業者による 自己搬入	
拠点回収ごみ		新聞、雑誌、段ボール、古着	町内10拠点	随時	町民による 自己搬入	資源回収業者
集団回収ごみ		新聞、雑誌、段ボール、古着	町全域 (居住地域に限る)	随時	資源回収団体 による回収	

※第5週がない月は、1回/月の収集となる。

1-3) ごみの排出量の実績

本町の町民1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にあり、前計画の目標を達成することができました。なお、家庭系、事業系の排出源別の経年の推移に大きな変化はありません。

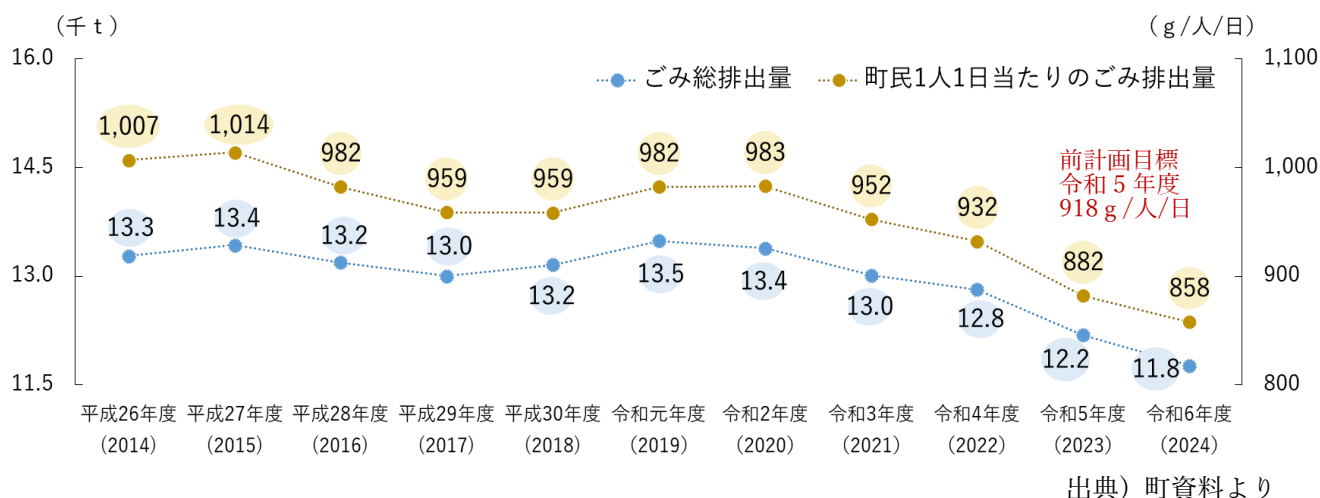


図9 ごみ総排出量と町民1人1日当たりのごみ排出量
(平成26(2014)年度～令和6(2024)年度)

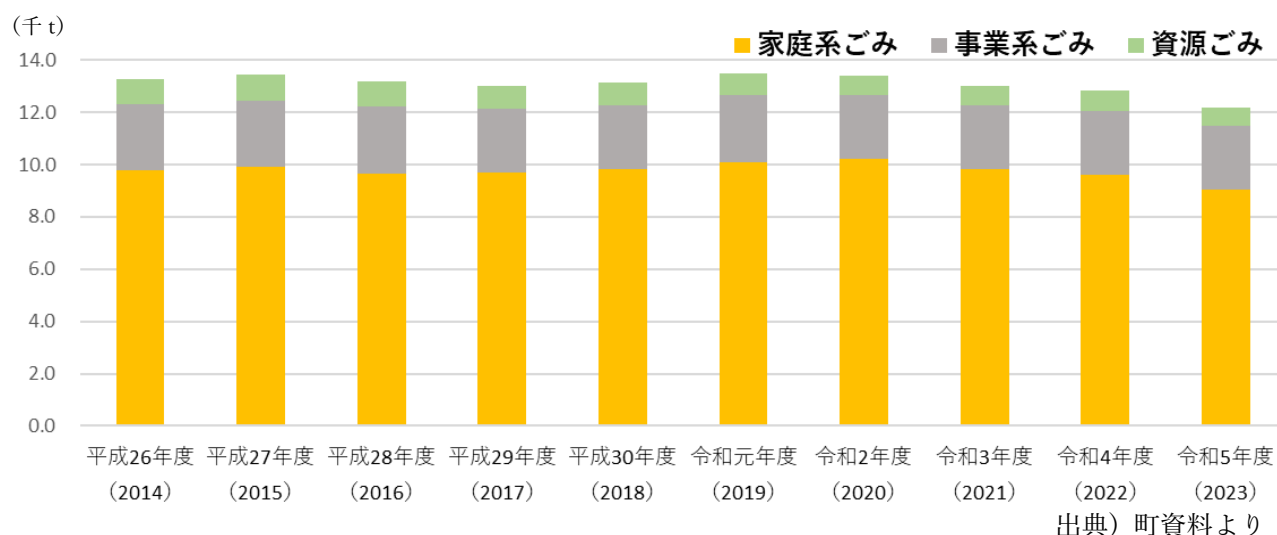


図10 排出源別のごみの量
(平成26(2014)年度～令和5(2023)年度)

表10 ごみの排出量の実績 (平成26(2014)年度～令和5(2023)年度)

(t/年)

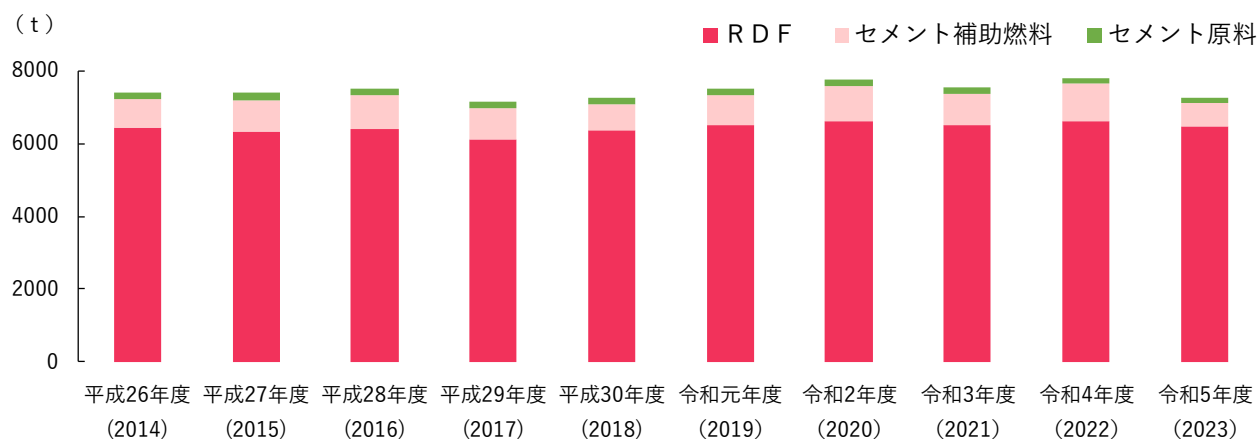
年度	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
総人口(人)	36,135	36,200	36,793	37,151	37,612	37,517	37,309	37,437	37,668	37,745
ごみ総排出量	13,282	13,433	13,193	13,003	13,160	13,488	13,387	13,015	12,819	12,188
家庭系ごみ	9,803	9,929	9,633	9,702	9,833	10,110	10,227	9,811	9,589	9,059
事業系ごみ	2,502	2,508	2,599	2,427	2,439	2,536	2,419	2,463	2,480	2,426
資源ごみ	977	996	961	874	888	842	741	741	750	703

出典) 町資料より

1-4) ごみの減量化・再生利用の実績

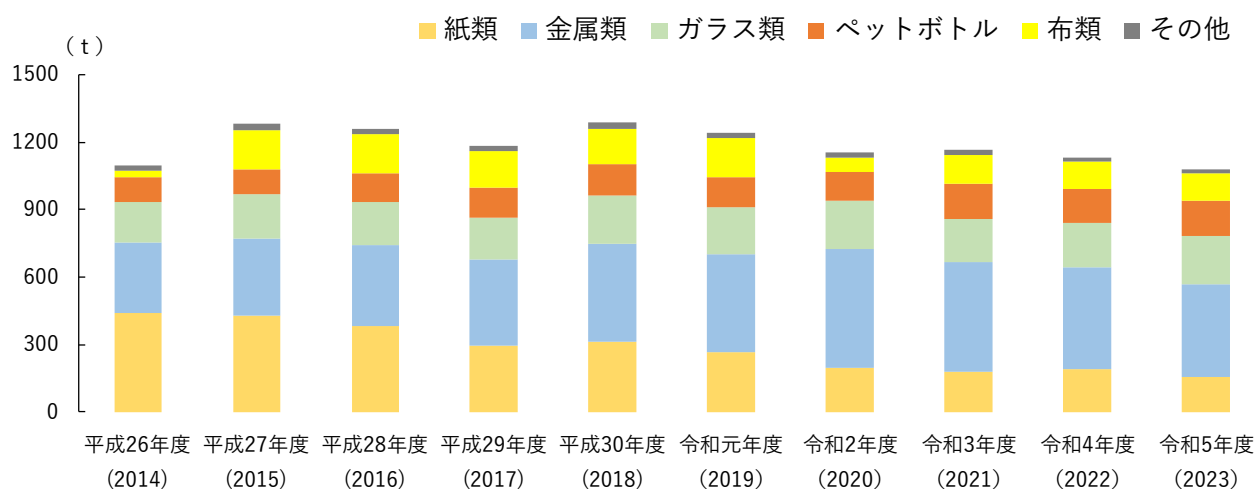
本町では、ごみの RDF 化により最終処分が発生せず、ごみの全量がサーマルリサイクル※¹、もしくはマテリアルリサイクル※²されています。

平成 27 (2015) 年度以降の布類の回収量増加が顕著であり、拠点回収 (平成 25(2013)年度から開始) の成果であると考えられます。一方で、紙類は減少傾向にあります。



出典) 町資料より

図 11 サーマルリサイクル量の推移 (平成 26 (2014) 年度～令和 5 (2023) 年度)



出典) 町資料より

図 12 マテリアルリサイクル量の推移 (平成 26 (2014) 年度～令和 5 (2023) 年度)

※ 1 主に、ごみ焼却の際に発生する熱を回収して利用することを意味する。ごみの RDF (固形燃料) 化もこれに該当する。(例：発電、温浴・暖房設備の熱源、ごみの固形燃料化(RDF/RPF))

※ 2 原料としてリサイクルすること。

(例：カン→アルミ缶・スチール缶、古紙→再生紙、ペットボトル→ペットボトル)

1-5) 他市町村等のごみ処理及び本町の区域外でのごみ処理

①他市町村等から搬入されるごみ

本町では、民間事業者が一般廃棄物処理施設で他市町村等の一般廃棄物を処理しています。その際は、本町と当該市町村等が「荏田町一般廃棄物の搬入に係る手続及び協力金に関する規程」で定める手続きを行います。

手続きでは、当該市町村に対し、一般廃棄物の適正な処理に努めるよう指導・助言を行うとともに、環境保全に対する施策の財源に充てることにより、町民の生活環境の向上に寄与することを目的とする環境保全協力金の負担をお願いしています。

②他市町村へ搬出するごみ

本町では一般廃棄物の本町の区域内での処理を基本方針としていますが、乾電池、ライターなどの本町の区域外での処理をお願いするものもあります。その際は、処理を委託する民間事業者が所在する他市町村と事前に協議を行うとともに、当該廃棄物の処理を民間処理事業者に委託し、適正な処理、処分に努めています。

また、特定家電や容器包装リサイクル法に定めるものは本町の区域外に搬出されています。

1-6) ごみ処理に関する施策導入の実績

時期	検討内容
平成8年度(1996)	資源回収助成金の交付を開始
平成10年度(1998)	ごみのRDF化を開始
平成16年度(2004)	生ごみ処理機器設置補助金の交付を開始
平成20年度(2008)	ビン・カンに加え、ペットボトルのリサイクルを開始
平成22年度(2010)	エコキャップの回収を開始
平成25年度(2013)	前計画策定(計画期間:平成26(2014)～令和5(2023)年度) 紙ごみのリサイクルを開始
平成26年度(2014)	小型家電のリサイクルを開始
平成27年度(2015)	古着のリサイクルを開始
令和3年度(2021)	宅配便を活用した使用済みパソコン・小型家電の回収サービスを開始 小型充電式電池の回収を開始
令和4年度(2022)	宅配便を活用した家電4品目の回収サービスを開始
令和5年度(2023)	当初計画策定(計画期間:令和6(2024)～令和15(2033)年度)

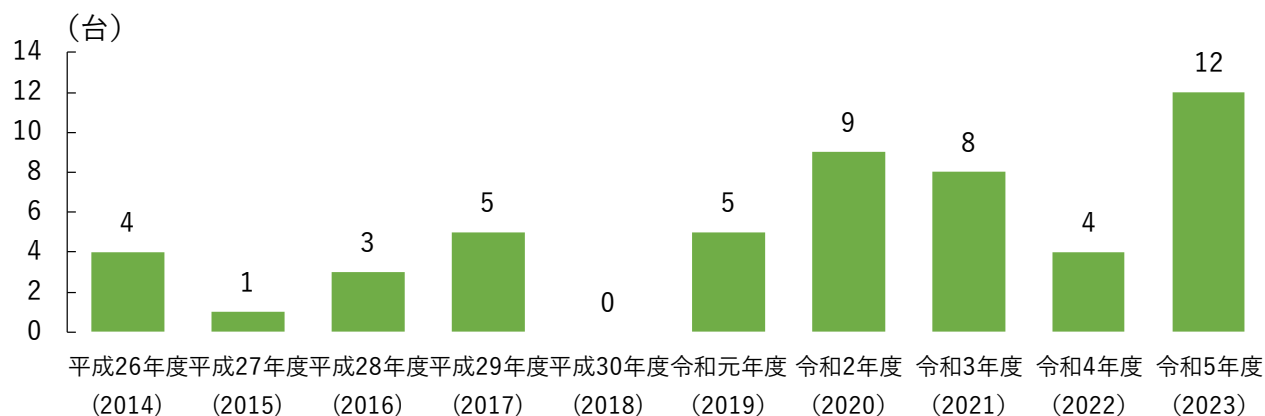
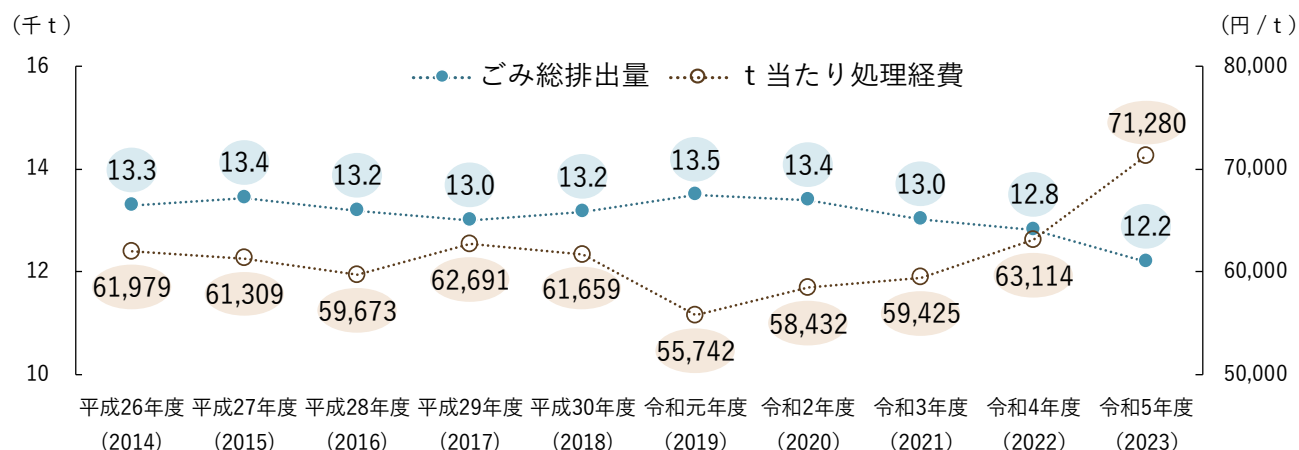


図13 生ごみ処理機器の導入実績(平成26(2014)年度～令和5(2023)年度)

1-7) ごみ処理事業経費の実績

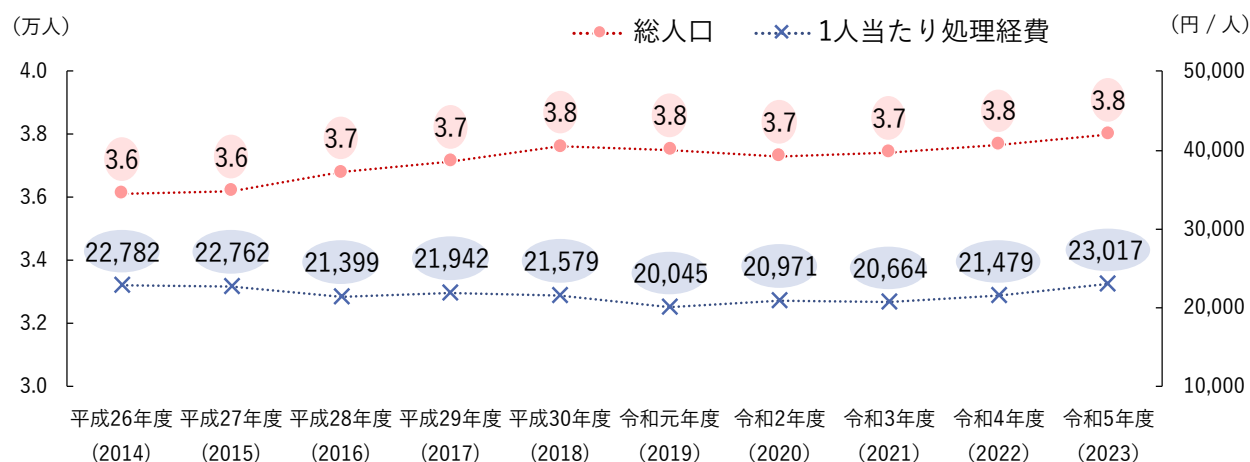
本町のごみ処理事業経費は、ごみの総排出量が減少傾向にある中で顕著な増加傾向にあり(図14)、また、人口が現状維持となっている中で、「1人当たり処理経費」も増加傾向を示しています(図15)。

いずれの指標においても処理事業経費は増加傾向にあり、本町のごみ処理事業経費は増加しているといえます。



出典) 一般廃棄物処理実態調査より

図14 t 当たり処理事業経費の推移 (平成26(2014)年度～令和5(2023)年度)



出典) 一般廃棄物処理実態調査より

図15 1人当たり処理事業経費 (平成26(2014)年度～令和5(2023)年度)

表11 処理経費の比較 (参考)

処理経費	苅田町	福岡県	全国
	現状 令和5年度(2023)	参考値 令和5年度(2023)	参考値 令和5年度(2023)
t 当たり処理経費 (円/t)	71,280	65,209	58,786
1人当たり処理経費 (円/人)	23,017	21,295	18,319

出典) 一般廃棄物処理実態調査より

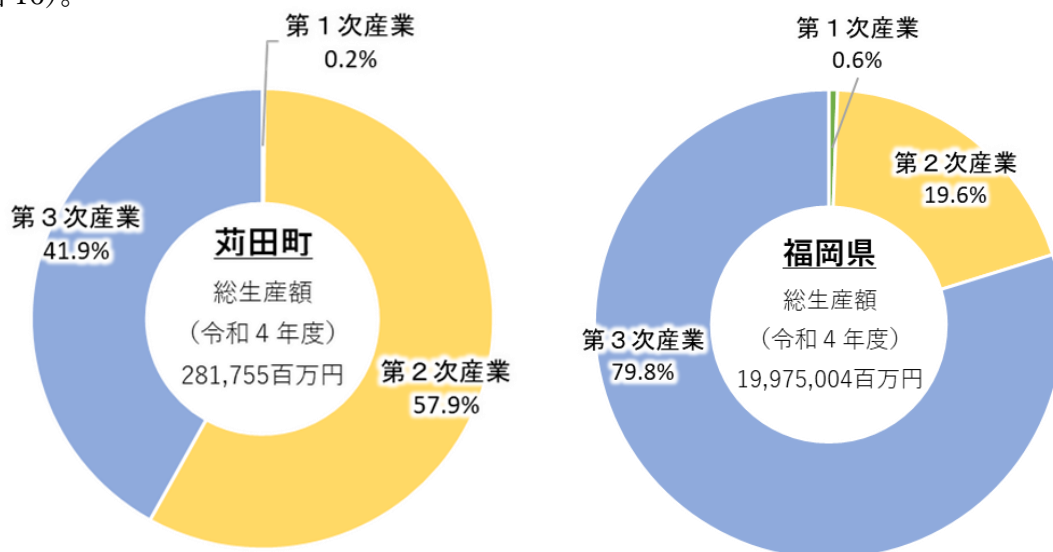
1-8) ごみの排出に関わる本町の特性

排出されるごみの種類や量は、産業構造や都市構造、人口構造など、その地域の特性に強く影響されます。例えば、第1次産業が盛んな地域では農林水産業に関連するごみが、住宅地が多い地域では家庭ごみが多く排出されることが予想されます。

ごみを減量化する取組を検討していくためにはこのような地域特性を把握しておく必要があり、本町の特性について以下のとおり整理しました。

【本町の産業構造】

本町の臨海工業地帯には、自動車産業やセメント製造業など多くの企業が立地しています。福岡県全体と比較しても第2次産業の割合が大きいことが本町の産業構造の特徴として挙げられます（図16）。

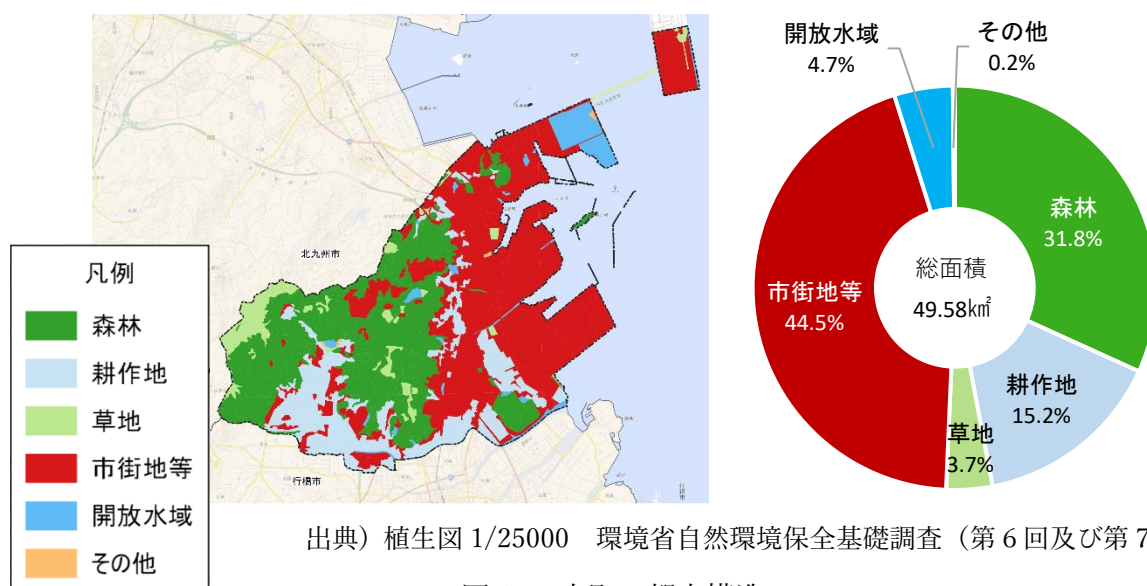


出典) 福岡県 市町村民経済計算（平成23（2011）年度～令和4（2022）年度）（平成27（2015）年度基準）

図16 苅田町（左）と福岡県（右）の産業別総生産額

【本町の都市構造】

本町では、JR日豊本線と国道10号の沿線を軸に市街地等が広がり、商業、業務、教育などの都市的機能が集中しています。東部の臨港地区は、福岡県内でも有数の工業地帯となっています。一方で、西部には耕作地や森林が分布しています。



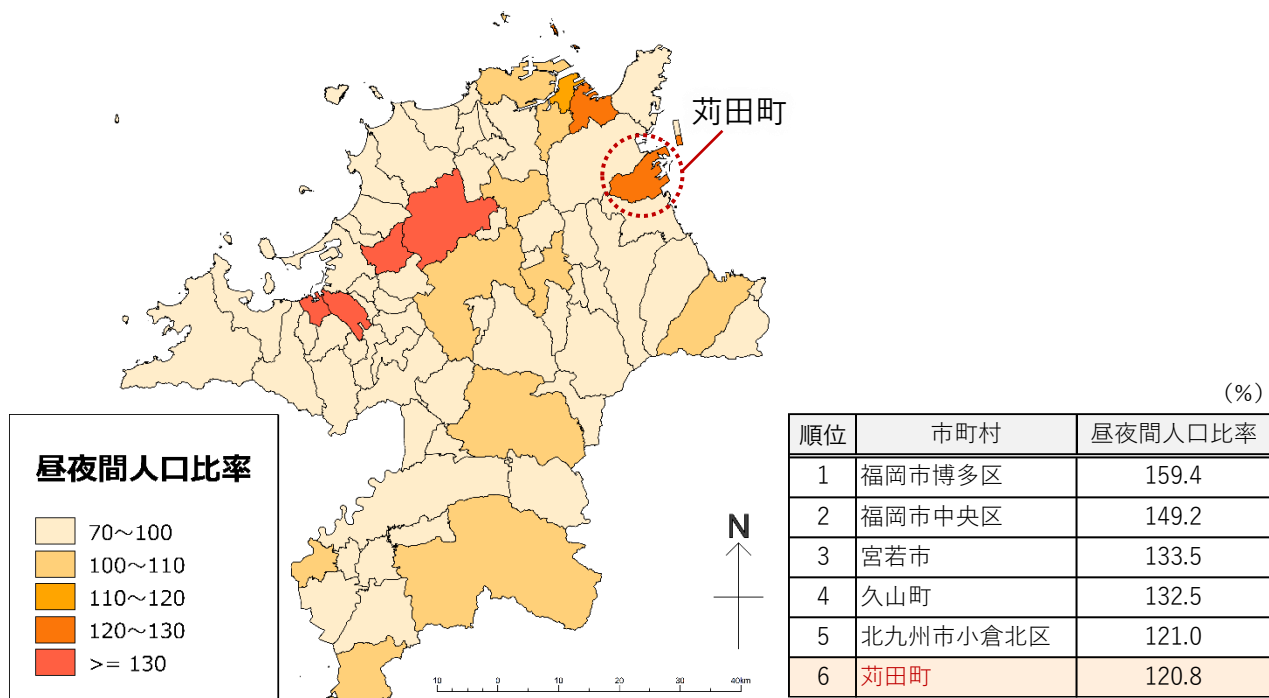
出典) 植生図 1/25000 環境省自然環境保全基礎調査（第6回及び第7回）

図17 本町の都市構造

【本町の昼夜間人口比率】

製造業を中心とする第2次産業が盛んな本町では、昼夜間人口比率※¹が、福岡県内6位と比較的上位にあります（図18）。

これは、本町に他の市町村民が通学や労働のために多く流入していることを意味しており、必然的に流入する人口に応じたごみの排出が予想されます。



出典) 令和2（2020）年度国勢調査

図18 福岡県内の昼夜間人口比率

【本町の人口構造】

本町の人口は緩やかに増加しており、特に技能実習生など短期滞在型の外国人も増加傾向にあります。一方で高齢化は進行しており、地域人口の40%以上が老年人口（65歳以上）で構成される地域があります（P.4 参照）。

※1 夜間人口100人当たりの昼間人口の比率を昼夜間人口比率という。夜間人口は、通学先や従業先に限らず、その地域に自宅がある人口であり、昼間人口は、通学先や従業先が自宅のある地域と異なる人も含んだ人口である。そのため“昼間”と表現されるが、便宜上、昼間人口には夜間勤務などの人口を含み、買物客などの非定常的な移動は考慮されていない。

1-9) ごみ組成調査及び食品ロス発生状況調査の結果

本町のごみの排出状況について、資源ごみの混入量などを把握するためにごみ組成調査及び食品ロス発生状況調査を実施しました（表 12）。調査結果は表及び表に示すとおりです。

表 12 ごみ組成調査及び食品ロス発生状況調査の概要

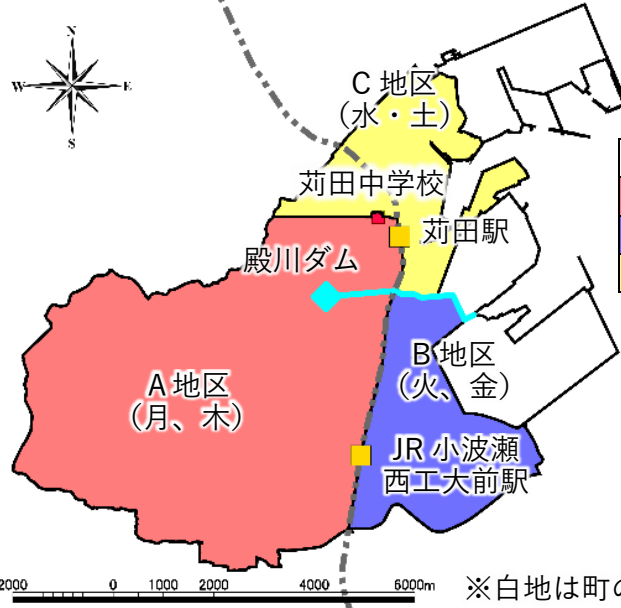
調査対象ごみ	本町のごみ処理施設（苅田エコプラント）に搬入された家庭系可燃ごみ 100kg 以上（調査地区別に 3 検体、計 300kg 以上） ■作業写真  								
調査地区	町のごみ出し日別に設定  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>地区</th><th>ごみ出し日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 地区</td><td>月、木</td></tr> <tr> <td>B 地区</td><td>火、金</td></tr> <tr> <td>C 地区</td><td>水、土</td></tr> </tbody> </table> ※白地は町の回収対象外地区	地区	ごみ出し日	A 地区	月、木	B 地区	火、金	C 地区	水、土
地区	ごみ出し日								
A 地区	月、木								
B 地区	火、金								
C 地区	水、土								
調査期間	調査地区別に 3 回ずつ実施 【1 回目】 8 月 22 日（月）～ 8 月 24 日（水） 【2 回目】 10 月 17 日（月）～ 10 月 19 日（水） 【3 回目】 12 月 19 日（月）～ 12 月 21 日（水）								
調査実施場所	苅田エコプラント								

表 13 ごみ組成調査結果の概要（その 1）

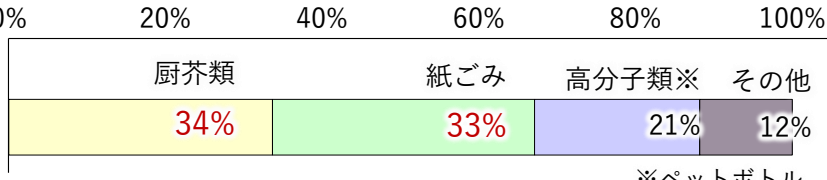
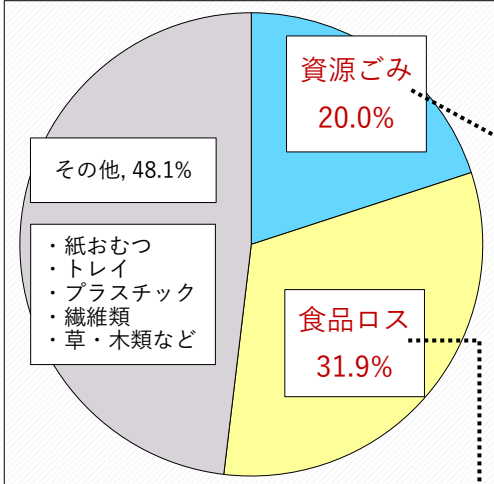
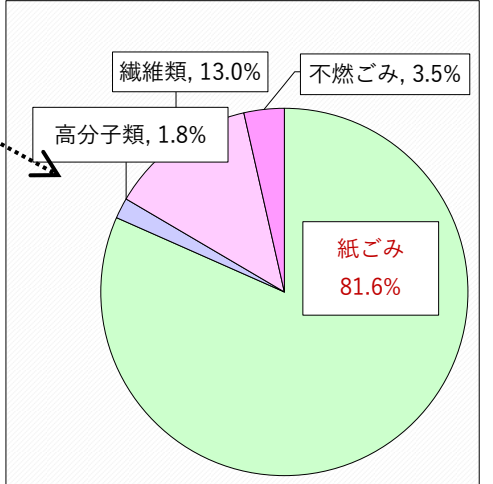
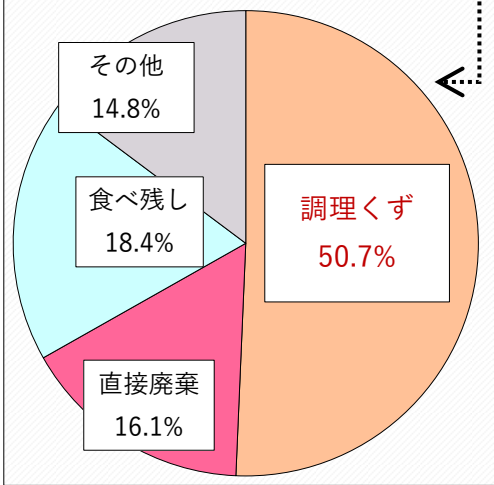
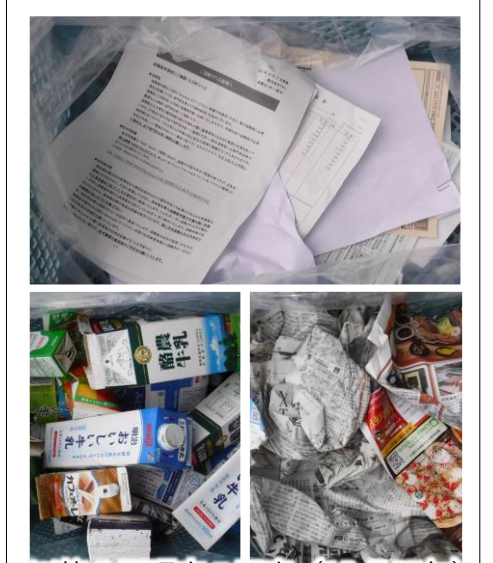
区分	概要
地区別の組成調査結果	・ごみの組成を見ると、本町のごみの半分以上は「厨芥類」とリサイクル対象とされる「紙ごみ」です。  ※ペットボトル ごみの組成割合（調査全体の平均）
リサイクル対象ごみについて （雑紙、新聞など）	・本町で排出されるごみの半分近くが「資源ごみ」と「食品ロス」でした。 ・「資源ごみ」のほとんどは新聞やチラシ、飲料パックなどの「紙ごみ」です。 ・「食品ロス」の半分近くは「調理くず」で、「直接廃棄」と「食べ残し」は同じ程度排出されています。 ・「不燃ごみ」の混入はほとんどなく、分別のルールが遵守されていると推察されます。  ごみに含まれる資源ごみの割合  資源ごみの内訳  食品ロスの内訳  ※第 3 回調査の写真（12 月下旬）

表 14 ごみ組成調査結果の概要（その 2）

区分	概要																								
組成別水分について （食品ロス発生状況含む）	・本町のごみに含まれる水分量の平均は 31.3%でした。その約半分は、食品ロスを含む『厨芥類』で、次いで『紙ごみ』が多く、そのほとんどは「紙おむつ類」でした。 ・「食品ロス」は水分を多く含む果物の「(2) 直接廃棄」が影響しており、「(4) その他」にはコーヒーや茶殻などが見られました。 ・今回の調査では、水分量に地区別の違いはありませんでした。 ごみの組成項目全体の平均水分量：31.3% <table border="1"> <caption>ごみの組成項目全体の平均水分量：31.3%</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厨芥類</td> <td>46.5%</td> </tr> <tr> <td>紙ごみ</td> <td>27.1%</td> </tr> <tr> <td>草・木類</td> <td>13.5%</td> </tr> <tr> <td>高分子類</td> <td>7.5%</td> </tr> <tr> <td>繊維類</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td>その他の可燃ごみ</td> <td>1.8%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>厨芥類の組成別水分量</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 調理くず</td> <td>26.9%</td> </tr> <tr> <td>(2) 直接廃棄</td> <td>7.9%</td> </tr> <tr> <td>(3) 食べ残し</td> <td>7.6%</td> </tr> <tr> <td>(4) その他</td> <td>6.9%</td> </tr> </tbody> </table> ごみの組成別水分量 (1) 調理くず  (2) 直接廃棄  (3) 食べ残し  (4) その他（コーヒー、茶殻） 	項目	割合	厨芥類	46.5%	紙ごみ	27.1%	草・木類	13.5%	高分子類	7.5%	繊維類	0.8%	その他の可燃ごみ	1.8%	項目	割合	(1) 調理くず	26.9%	(2) 直接廃棄	7.9%	(3) 食べ残し	7.6%	(4) その他	6.9%
項目	割合																								
厨芥類	46.5%																								
紙ごみ	27.1%																								
草・木類	13.5%																								
高分子類	7.5%																								
繊維類	0.8%																								
その他の可燃ごみ	1.8%																								
項目	割合																								
(1) 調理くず	26.9%																								
(2) 直接廃棄	7.9%																								
(3) 食べ残し	7.6%																								
(4) その他	6.9%																								

2 ごみ排出量の将来予測

令和6年度時点までの本町のごみ処理の実績と、直近5年間の人口推移をもとにトレンド推計で算出した将来人口※1から、将来のごみの排出量について予測しました（図19）。

町民1人1日当たりのごみ排出量が減少傾向にあり、将来的に人口が微減傾向となる本町では、ごみの総排出量が減少すると予測されます。

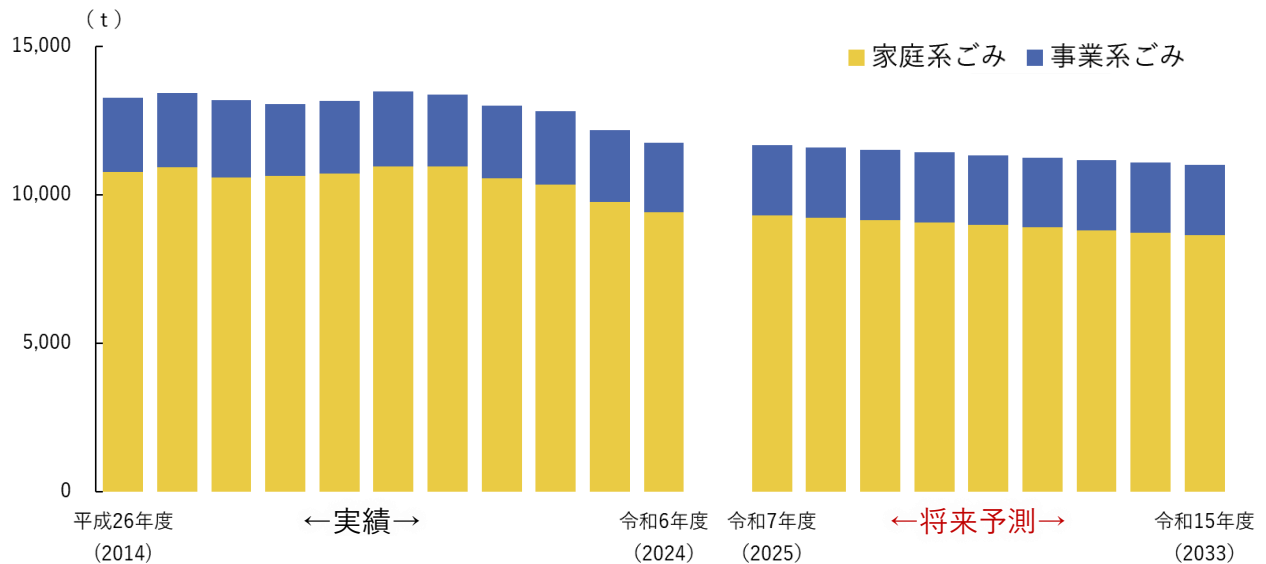
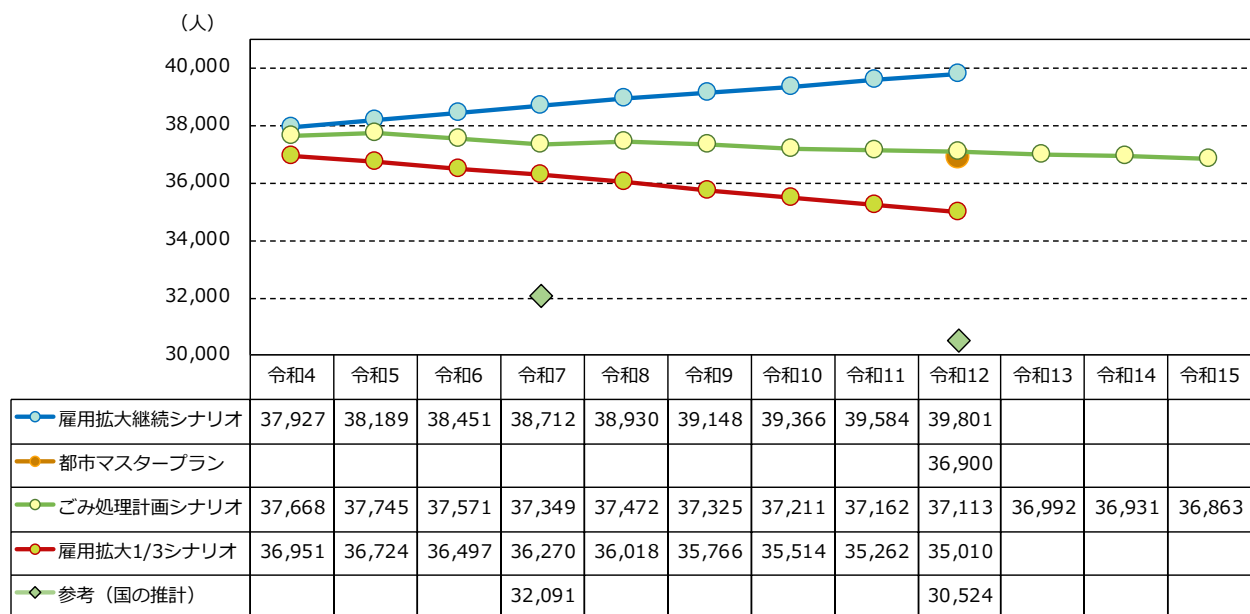


図19 本町のごみの排出量の将来予測結果



雇用拡大継続シナリオ： 製造業の雇用拡大数を、過去10年間と同程度として推計

ごみ処理計画シナリオ： 直近5年間の人口推移をもとにしたトレンド推計

雇用拡大1/3シナリオ： 製造業の雇用拡大数を、過去10年間の1/3として推計

図20 令和15（2033）年までの人口推計（第5次菟田町総合計画をもとに）※1

※1 ごみの排出量予測のための将来人口は、令和6年12月末時点の本町人口は37,459人であり、「雇用拡大継続シナリオ（図20）」と「雇用拡大1/3シナリオ（図20）」のほぼ中間値となっている。直近5年間の人口推移をもとにトレンド推計で算出した「ごみ処理計画シナリオ」を用いた。

3 ごみ処理に関わるアンケート調査結果

3-1) 調査方法

第3次荏田町環境基本計画策定のため基礎調査として実施したアンケート調査の中で「ごみの排出・処理に関わる事項」について、町民及び事業者の意識・意向を調査しました（表15）。

表15 設問の区分と目的

設問 番号	区分	目的
住民アンケート		
問7	家庭ごみの減量	家庭ごみの減量化の可否
問8		減量化が可能な場合、減らせるごみの種類
問9	古紙の再資源化について	町施設の資源回収BOXの利用状況
問10		古紙の再資源化の促進
問11	生ごみの減量について	生ごみの水切りへの取組状況
問12	ごみステーション	不法投棄などの目撃経験
問13	活用実態について	不法投棄のごみの種類
問14	持続可能な社会形成に向けて	プラスチックごみの分別・収集について町民の意向と、 分別・収集の可能性があるプラスチックごみの種類
事業所アンケート		
問11	廃棄物別（一般・産業） の処理状況について	事業所におけるごみ処理状況の把握
問12	リサイクルや減量への 取組状況について	事業所におけるごみ減量化への取組状況の把握

3-2) 調査結果【町民アンケート】

【町民アンケート調査 結果概要】

- ・家庭ごみには削減の余地があります。紙類も回収体制の工夫により資源化の加速が期待できます。
- ・分別や出し方のルールが守られていないごみが多く目撃されています。
- ・自由意見に「ごみ袋有料化」を希望する意見があります。
- ・プラスチックごみを分別できるとした回答が8割以上であり、回収体制の構築により資源化が期待できます。

【設問7】 家庭ごみの減量について（減量の可否）

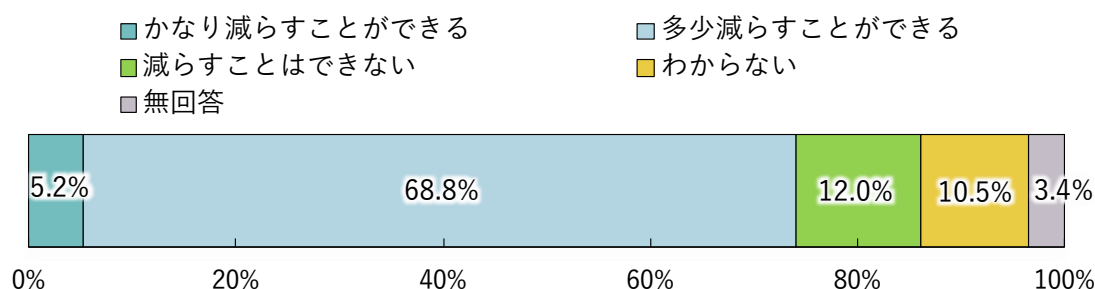


図 21 家庭ごみの減量について（減量の可否）

【設問8】 家庭ごみの減量について（減量できるごみの種類）

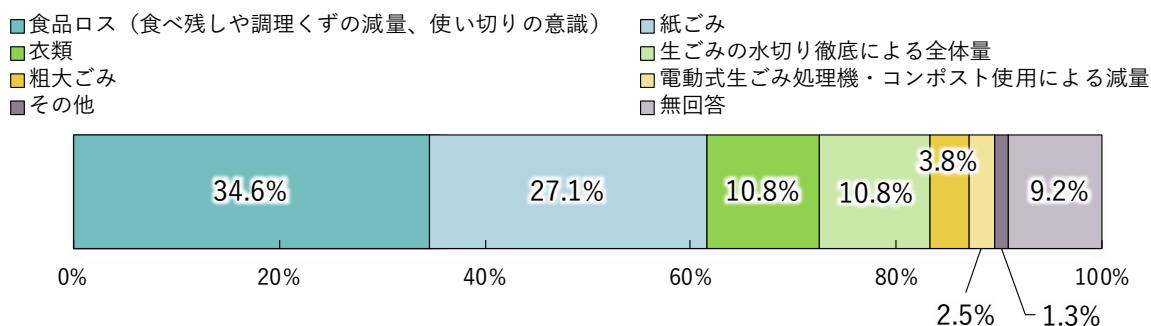


図 22 家庭ごみの減量について（減量できるごみの種類）

【設問9】 古紙の再資源化について（町施設の資源回収 BOX の利用状況）

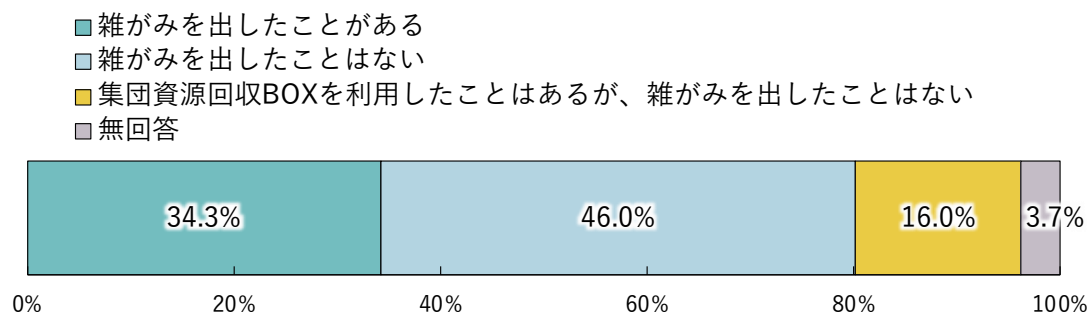


図 23 古紙の再資源化について（町施設の資源回収 BOX の利用状況）

【設問 10】 古紙の再資源化について（あればよいと思う方法）

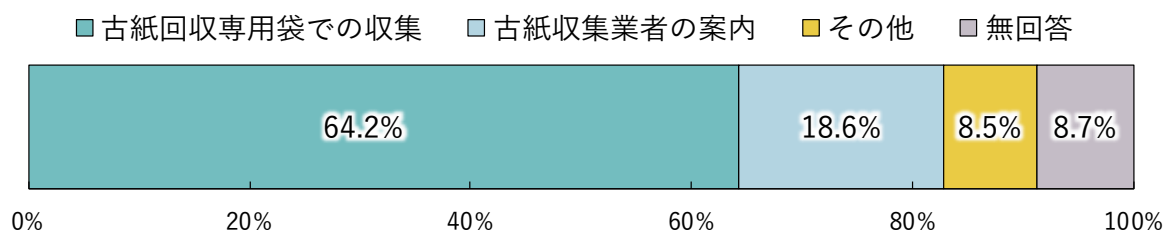


図 24 古紙の再資源化について（あればよいと思う方法）

表 16 古紙の再資源化について（自由意見）

分類	意見内容
既存の取組の利用、応用	・回収BOXの周知徹底（5） ・回収BOXの増設（4） ・町施設だけでなく、あき地や車で乗り入れやすい場所への回収BOX設置（1） ・回収BOX利用にポイント還元（地域特典など）制度の導入（2）
新規の取組の提案	・古紙回収専用袋の提供（3） ・月1回の古紙回収日の設定（2） ・小中学校内での古紙回収プロジェクト（1） ・回収BOX利用が難しい人について、自宅前などでの回収（2）
すでに取り組んでいる取組の情報提供	・育成会の資源回収への協力（2） ・地域の廃品回収の利用（1） ・スーパー等に設置された回収BOXを使用している（1）

※（）内の数字は意見件数。

【設問 11】 生ごみの減量について（生ごみの水切りの取組状況）

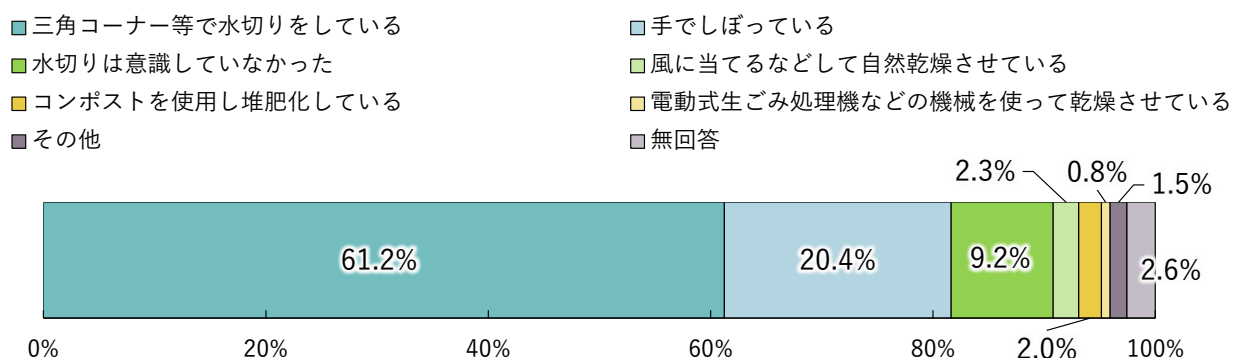


図 25 生ごみの減量について（生ごみの水切りの取組状況）

表 17 生ごみの減量について（自由意見）

分類	意見内容
水分量を増やさない取組	・コーヒー殻は乾燥させる（1） ・調理くずなどは、別途小さいビニール袋などに仕分けする（1） ・生ごみ自体の削減意識、また水分付着防止の意識（1）
収集以外の処理方法	・畑などに埋める（1） ・自宅の庭さきでの堆肥化（1）

※（）内の数字は意見件数。

【設問 12】 分別や出し方のルールが守られていないごみなどの目撃経験

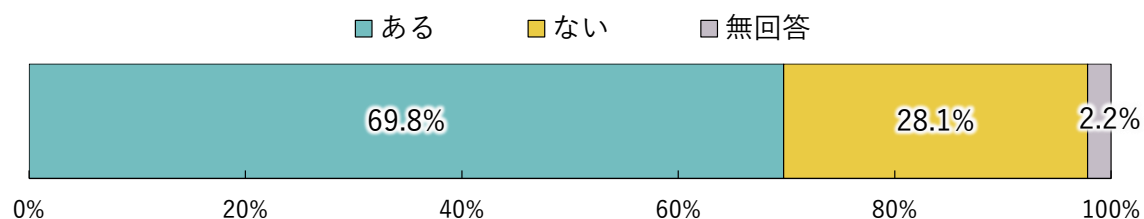


図 26 分別や出し方のルールが守られていないごみなどの目撃経験

【設問 13】 分別や出し方のルールが守られていないごみなどの種類

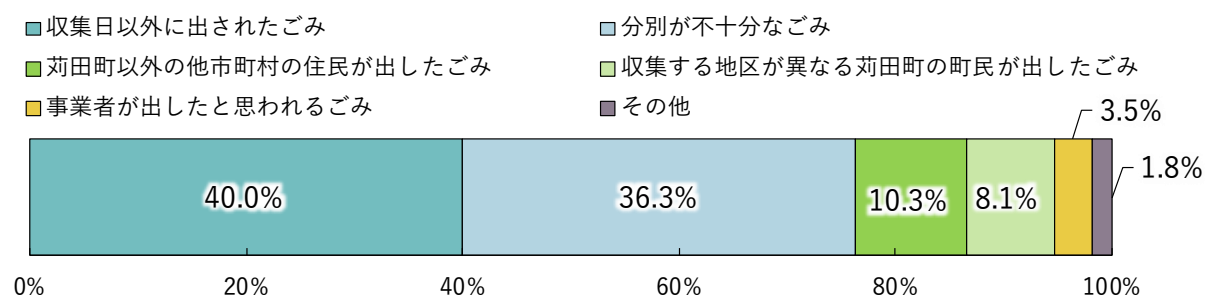


図 27 分別や出し方のルールが守られていないごみなどの種類

表 18 分別や出し方のルールが守られていないごみなどについて（自由意見）

分類
・回収不適切のごみ（1） ・リサイクル家電の投棄（1） ・アパートなど、分別がわからない人々によるごみ（1） ・苅田町指定の袋ではない、普通のプラスチック袋による投棄（1） ・分別不十分などで回収されないごみが借家敷地内に置かれる（1）

※（ ）内の数字は意見件数。

【設問 14】 持続可能な社会形成に向けて（プラスチックごみの分別・収集の意向）

【ペットボトル以外のプラスチック製容器包装】

（具体例） 食品トレイ、レジ袋、洗剤ボトル、ペットボトルのラベル など

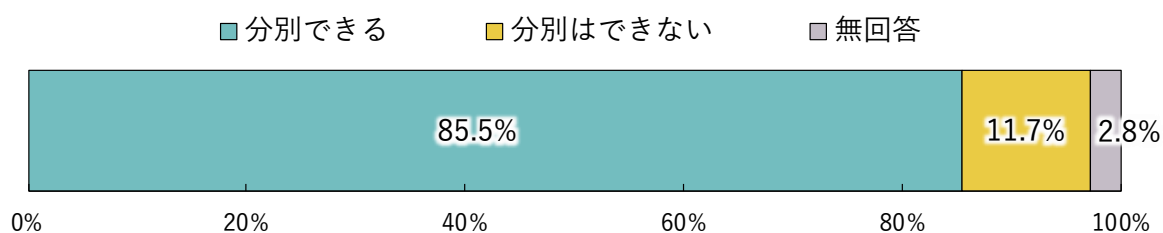


図 28 ペットボトル以外のプラスチック製容器包装ごみの分別について

【発泡スチロールなどの梱包材】

（具体例） 発泡スチロール、クッション材 など

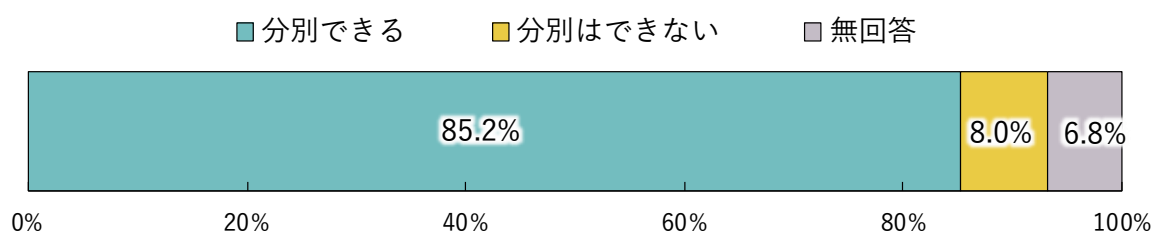


図 29 発泡スチロールなどの梱包材ごみの分別について

【それ以外のプラスチック製品】

（具体例） バケツ、ストロー、おもちゃ、ハンガー など

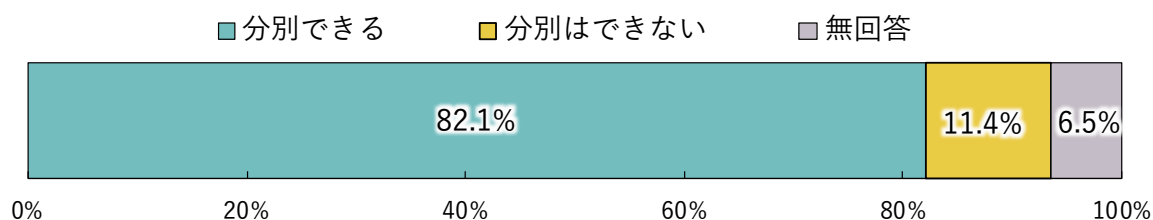


図 30 それ以外のプラスチック製品ごみの分別について

【自由意見】

表 19 ごみに関する自由意見

分類	意見内容	件数
ごみ袋の有料化について	ごみ袋が無料なのでとてもたすかっている。今後も続けて欲しい。	4
	ごみの無料収集方式を、一度立ち止まって町民全体で考え、将来今のままで進むのか議論すべき。	1
	苅田町のごみ量が多いのは、苅田町のごみ処理料金が無料であることが原因の1つではないかと思う。	4
	ごみ袋を有料化すべきだと思う。 ごみ袋を有料にし、それに使う予算を地域密着型ごみ分別ステーションの設置や、環境や教育、福祉に充てて欲しい。	5
ごみの減量化、リサイクルについて	資源ごみについて、回収拠点までもっていくのは負担になるので、店舗に回収ボックスを設置したり、週1回の回収を設けるなどして資源ごみが回収しやすい環境を作って欲しい。もっとPRした方がいいと思う。	5
	生ごみ処理について、共同コンポストの設置や電動式生ごみ処理機、ディスポーザー等の導入支援をしていただきたい。	3
	ごみの分別は項目や収集頻度、分別リスト等がしっかりしていてとても助かる。リサイクルの回収拠点も利便性が良く身近で活用しやすい。	1
	広報などで生ごみの水切りやごみの削減方法、リサイクル分別方法、水や電気の節電・節水方法を教えて欲しい。	5
ごみの分別、ごみ出しのルールについて	ごみ出しの収集曜日や分別、回数について、時代や住環境の変化とともにうまく適合していないところがあるので見直しが必要だと思う。	5
	ごみ捨て場について定期的な清掃・ごみ捨てルールの周知と徹底。 カラスへの対策などの問題があるので、町として対応をして欲しい。	11
その他	苅田エコプラントの金額が大幅に上昇したため、とても使いにくくなった。	1
	その他	6

3-3) 調査結果【事業所アンケート】

【事業所アンケート調査 結果概要】

- ・事業所においては、廃棄物のリサイクル及び減量化への関心は高いことがわかりました。
- ・一方で、原料調達については廃棄物と比較すると関心が低く、グリーン調達（購入）などの環境に配慮した製品などの調達について情報提供を行っていく必要があります。

【設問 11】 廃棄物別（一般・産業）の処理状況について

【一般廃棄物の処理状況】

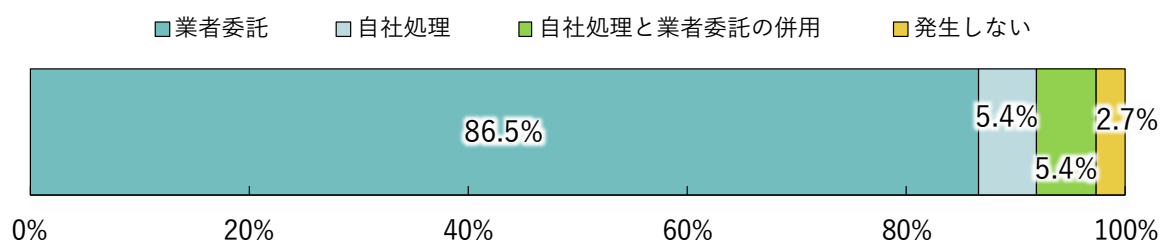


図 31 事業所における一般廃棄物の処理状況

【産業廃棄物の処理状況】

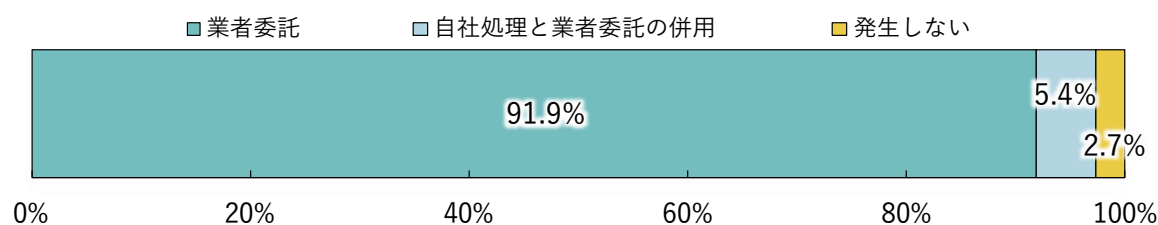


図 32 事業所における産業廃棄物の処理状況

【設問 12】 リサイクルや原料への取組状況について

【1. グリーン調達の実施状況】

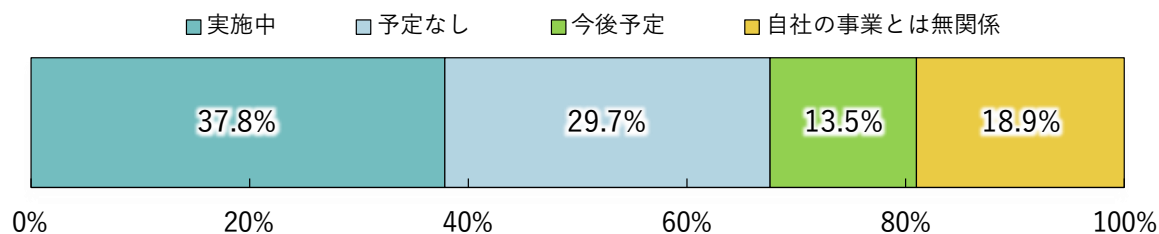


図 33 グリーン調達の実施状況

【2. 事業活動で生じる廃棄物減量化の実施状況】

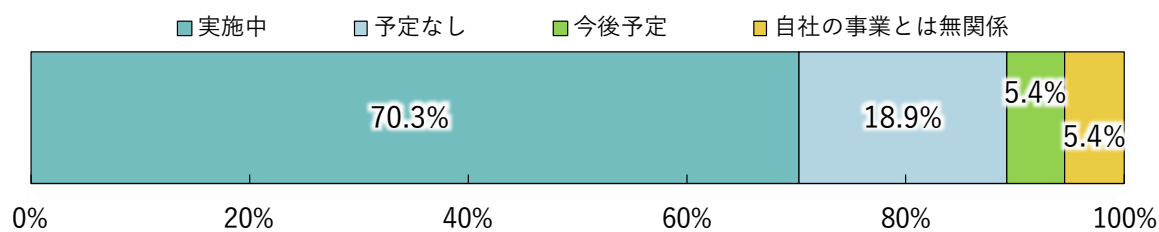


図 34 事業活動で生じる廃棄物減量化の実施状況

【3. 廃棄物のリサイクルの実施状況】

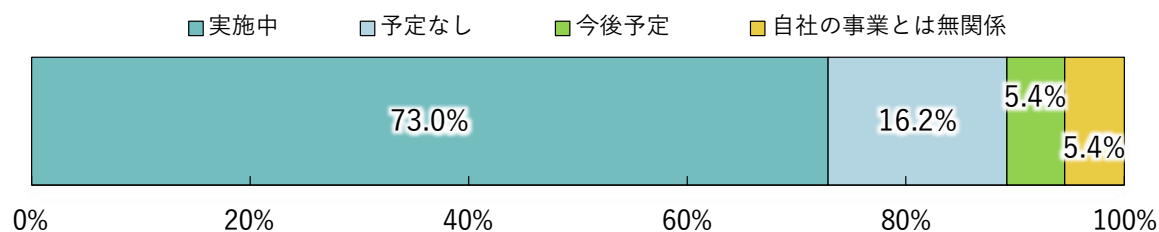


図 35 廃棄物のリサイクルの実施状況

4 計画の検討経緯

時 期		検討内容
令和 4 年度 (2022)	6 月～	ごみの現況把握及び課題抽出の開始
	8 月下旬～11 月中旬	町民及び事業所アンケートの実施
	8 月下旬～12 月下旬	ごみ組成調査及び食品ロス発生状況調査の実施
令和 5 年度 (2023)	7 月 31 日	第 1 回苅田町環境審議会
	9 月 15 日～10 月 12 日	パブリックコメントの実施
	11 月 29 日	第 2 回苅田町環境審議会
	3 月	苅田町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 策定
令和 7 年度 (2025)	7 月 30 日	第 1 回苅田町環境審議会
	8 月 20 日	第 2 回苅田町環境審議会
	8 月 22 日～9 月 19 日	パブリックコメントの実施
	9 月 24 日	第 3 回苅田町環境審議会
	10 月	苅田町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 改定

5 荏田町環境審議会

5-1) 荏田町環境審議会条例施行規則

○荏田町環境審議会条例施行規則

平成 10 年 9 月 28 日
規則第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、荏田町環境審議会条例(平成 10 年本町条例第 18 号。以下「条例」という。)第 9 条の規定に基づき、荏田町環境審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 審議会の委員(以下「審議会委員」という。)は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
 - (2) 識見を有する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他町長が必要と認める者
- (関係者等の出席)

第 3 条 会長は、諮問された事項について必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第 4 条 条例第 7 条に定める専門部会(以下「部会」という。)は、会長が審議会委員のうちから指名する専門部会委員(以下「部会委員」という。)をもって組織する。

(専門部会長)

第 5 条 部会に部会長を置き、部会委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表して部会の審議結果を審議会に報告しなければならない。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

(荏田町公害対策審議会運営規則の廃止)

2 荏田町公害対策審議会運営規則(昭和 45 年本町規則第 6 号)は、廃止する。

5-2) 苅田町環境審議会委員名簿

苅田町環境審議会委員名簿

(任期：令和6年10月6日～令和8年10月5日)

区 分	委 員 名	備 考
(1) 町議会議員	すえいし しんじ 末石 伸二	苅田町議会議員
	しらいし まなぶ 白石 学	苅田町議会議員
(2) 識見を有する者	たかみ とおる ◎高見 徹	西日本工業大学 教授
	しばた かなこ ○柴田 加奈子	西日本工業大学 助教
(3) 関係行政機関の職員	なかむら ゆうじ 中村 祐司	苅田町立馬場小学校 校長
	えとう たくや 江藤 拓也	福岡県水産海洋技術センター豊前海研究所 所長
	ながしま やすひろ 永嶋 恭博	福岡県京築保健福祉環境事務所 環境長
(4) その他町長が必要と認める者	うめだ としあき 梅田 俊明	苅田町区長連合会
	の だ よしお 野田 嘉雄	(苅田商工会議所) 興栄産業株式会社
	まつおか まりこ 松岡 麻利子	(一般公募) 福岡県地球温暖化防止活動推進員

◎ 会長：高見 徹 ○ 副会長：柴田 加奈子

6 荻田町環境条例

6-1) 荻田町廃棄物の処理及び清掃等に関する条例

○荻田町廃棄物の処理及び清掃等に関する条例

平成 7 年 3 月 31 日

条例第 4 号

荻田町廃棄物の処理及び清掃等に関する条例(平成 5 年荻田町条例第 23 号)の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 9 条)
- 第 2 章 廃棄物の減量及び再利用等(第 10 条—第 16 条)
- 第 3 章 一般廃棄物の処理等(第 17 条—第 26 条)
- 第 4 章 削除
- 第 5 章 廃棄物の処理手数料(第 28 条・第 29 条)
- 第 6 章 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業(第 30 条)
- 第 7 章 雑則(第 31 条・第 32 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用されるまちづくりを図り、もって町民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)及び浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (5) 資源物再利用を目的として町が行う廃棄物の収集において、分別して収集する物をいう。

(町長の責務)

第 3 条 町長は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

- 2 町長は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営をしなければならない。
- 3 町長は、第 1 項の責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、町民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。
- 4 町長は、再利用等による廃棄物の減量に関する町民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

(指導及び助言)

第 4 条 町長は、廃棄物の適正処理及び再利用の推進に関し必要と認めるときは、町民及び事業者に対し、指導及び助言を行うことができる。

(廃棄物減量等推進審議会)

第5条 法第5条の2の規定に基づき、一般廃棄物の減量及び再利用の推進等に関する事項を審議するため、町長の諮問機関として苅田町廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、諮問事項を調査審議するとともに、これらの結果を答申し、意見を町長に具申するものとする。

3 審議会は、委員15人以内をもって構成する。

4 審議会の委員は、町民、識見を有する者、事業者及び町職員等のうちから町長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適切な処理が困難になることのないように努めなければならない。

3 事業者は、その事業系廃棄物を単独に又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正にこれを処理しなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し、町の施策に協力しなければならない。

(町民の責務)

第7条 町民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用若しくは不用品の活用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 町民は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、町の施策に協力しなければならない。

(占有者の責務)

第8条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物内に、みだりに廃棄物が投棄されないよう適正な管理に努めなければならない。

2 前項の土地が空き地である場合において、その空き地に廃棄物が投棄されたときは、その土地の占有者は自らの責任において廃棄物を適正に処理するよう努めなければならない。

(清潔の保持)

第9条 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

2 土木工事及び建築工事等の工事を行う者は、当該工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材等が飛散し、又は流出することのないよう適正に管理し、町民の生活環境を悪化させないようにしなければならない。

第2章 廃棄物の減量及び再利用等

(町長の減量義務)

第10条 町長は、資源物の分別収集及び廃棄物の処理施設での資源回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら再利用等による廃棄物の減量に努めなければならない。

(事業者の減量義務)

第11条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発及び製品の修理体制の確保等、廃棄物の発生を抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等、再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(再生資源の利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第1項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(施設の利用)

第12条 町長は、再利用等に関する町民の自主的な活動を支援するため、町の管理する施設等を町民の利用に供することができる。

(団体への支援)

第13条 町長は、廃棄物の減量及び適正な処理に協力する資源回収団体及び再利用推進団体に対し、再利用等に関する団体の意識の高揚を図るため、必要な支援を行うことができる。

(適正包装等)

第14条 事業者は、事業活動において包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、事業活動において再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、再利用の促進に努めなければならない。

3 事業者は、町民が商品の購入に際して、適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、町民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をするときは、その回収等に努めなければならない。

(町民の自主的行動)

第15条 町民は、資源物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

(商品の選択)

第16条 町民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

第3章 一般廃棄物の処理等

(一般廃棄物処理計画)

第17条 町長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、これを告示するものとする。

2 前項の一般廃棄物処理計画に重要な変更が生じたときは、その都度告示するものとする。

(一般廃棄物の処理)

第18条 町長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物の収集、運搬及び処分を行わなければならない。

2 町長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。

3 前2項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条の規定によるものとする。

(町長が指定する一般廃棄物処理施設)

第18条の2 町長が指定する一般廃棄物処理施設の名称、施設及び位置は、別表第1のとおりとする。

(計画遵守義務)

第19条 占有者は、その土地又は建物内の家庭廃棄物を集め、所定の場所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

2 占有者は、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発散しないようにするとともに、家庭廃棄物を持ち出しておく場所を常に清潔にしておかななければならない。

(排出禁止物)

第 20 条 占有者は、町長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性のある物
 - (2) 危険性のある物
 - (3) 引火性のある物
 - (4) 著しく悪臭を発する物
 - (5) 特別管理一般廃棄物
 - (6) 特定家庭用機器再商品化法施行令(平成 10 年政令第 378 号)第 1 条に規定する特定家庭用機器
 - (7) 前各号に定めるもののほか、町が行う処理に著しい支障を及ぼす物
- (犬、猫等の死体)

第 21 条 占有者は、その土地又は建物内の犬、猫等の死体を自ら処理することが困難なときは、町長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(改善勧告等)

第 22 条 町長は、占有者が第 19 条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(事業者の処理)

第 23 条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、第 18 条第 3 項に規定する収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。

(改善命令等)

第 24 条 町長は、事業者が前条の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

(一般廃棄物の受入れの拒否)

第 25 条 一般廃棄物を町長が指定する処理施設に搬入しようとする者は、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 町長は、前項の者が受入基準に従わないときは、その一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(準用)

第 26 条 第 18 条第 1 項及び第 19 条から第 22 条までの規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。

第 4 章 削除

第 27 条 削除

第 5 章 廃棄物の処理手数料

(廃棄物処理手数料)

第 28 条 町長は、廃棄物の処理に関し、別表第 2 に掲げる廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)を徴収する。

2 前項の手数料の徴収方法は、規則で定める。

(手数料の減免)

第 29 条 町長は、天災その他特別な理由があると認めるときは、前条に規定する手数料を減免することができる。

第 6 章 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業

(業の許可及び手数料)

第 30 条 法第 7 条第 1 項の規定による一般廃棄物処理を業として行おうとする者又は浄化槽法第 35 条第 1 項の規定による浄化槽の清掃を業として行おうとする者若しくは法第 7 条の

2 第 1 項の規定による一般廃棄物処理業の事業範囲を変更しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可を受けた者については、許可証を交付する。

3 許可証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 第 2 項の規定により許可証の交付を受けた者で許可証を紛失し、又はき損したときは、直ちに町長に届け出て再交付を受けなければならない。

5 第 1 項に規定する許可又は前項の規定による許可証の再交付を受けようとする者は、別表第 3 に掲げる手数料を納入しなければならない。

第 7 章 雑則

(環境美化推進委員)

第 31 条 町長は、町内における廃棄物の排出を抑制し、環境美化の促進を図るため、環境美化推進委員を置くことができる。

2 環境美化推進委員は、町と協力して空き缶等のごみの散乱を防止し、廃棄物に関する町民意識の啓発、廃棄物の排出の抑制、減量等の活動に努めるものとする。

3 環境美化推進委員は、その職務に当たっては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求されたときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第 32 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 11 条から第 16 条までの規定は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした改正前の荇田町廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の規定によってした手続その他の行為は、改正後の荇田町廃棄物の処理及び清掃等に関する条例中これに相当する規定があるときは、改正後の同条例の相当規定によってしたものとみなす。

附 則(平成 9 年 3 月 28 日条例第 8 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 9 月 25 日条例第 23 号)

この条例は、平成 9 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 9 月 28 日条例第 19 号)

この条例は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 20 日条例第 63 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 27 日条例第 1 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にある旧地番の表示による用紙等は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則(平成 25 年 3 月 28 日条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 12 月 26 日条例第 34 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 18 条の 2 関係)

名称	施設	位置
荏田町清掃事務所	リサイクルセンター 最終処分場 し尿処理施設	荏田町鳥越町 1 番地 3
荏田エコプラント株式会社	ごみ固形燃料化施設 粗大ごみ処理施設	荏田町鳥越町 1 番地 3

別表第 2(第 28 条関係)

1 し尿処理手数料

区分	単位	金額
町が収集し、運搬し、処理するもの	10 リットルにつき	112 円

備考

- 1 手数料に、消費税(地方消費税を含む。)を加算した額とする。
- 2 この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 ごみ処理手数料

区分		単位	金額
事業系一般廃棄物で町が収集し、処分するもの		1 日の平均排出量が 10 キログラムを超え 20 キログラムまでのもの	月額 2,800 円
		1 日の平均排出量が 20 キログラムを超え 30 キログラムまでのもの	月額 4,200 円
自ら処理施設に搬入するもの(運搬の委託を受けた者を含む。)	家庭廃棄物	10 キログラムにつき	100 円
	事業系一般廃棄物	10 キログラムにつき	175 円

3 犬、猫等の死体の処理手数料

区分	単位	金額
町が収集し、処分するもの	1 個につき	200 円

別表第 3(第 30 条関係)

区分	単位	金額
一般廃棄物処理業許可申請手数料	1 件につき	5,000 円
浄化槽清掃業許可申請手数料	1 件につき	5,000 円
一般廃棄物処理業変更許可申請手数料	1 件につき	5,000 円
許可証再交付手数料	1 件につき	1,000 円

6-2) 菟田町廃棄物の処理及び清掃等に関する条例施行規則

○菟田町廃棄物の処理及び清掃等に関する条例施行規則

平成 7 年 3 月 31 日

規則第 8 号

菟田町廃棄物の処理及び清掃等に関する条例施行規則(平成 5 年菟田町規則第 22 号)の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 一般廃棄物の処理等(第 4 条・第 5 条)
- 第 3 章 削除
- 第 4 章 廃棄物の処理手数料(第 7 条・第 8 条)
- 第 5 章 一般廃棄物処理業(第 9 条—第 16 条)
- 第 6 章 浄化槽清掃業(第 17 条—第 23 条)
- 第 7 章 雑則(第 24 条—第 26 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、菟田町廃棄物の処理及び清掃等に関する条例(平成 7 年菟田町条例第 4 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定により設置する菟田町廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長をそれぞれ 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

4 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

6 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 3 条 審議会に関する事務は、環境課で処理する。

第 2 章 一般廃棄物の処理等

(一般廃棄物処理計画)

第 4 条 条例第 17 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (6) 前各号に掲げる事項のほか一般廃棄物等の処理に関し必要な事項

(一般廃棄物の受入基準)

第 5 条 条例第 25 条第 1 項に規定する町長が指定する処理施設での受入基準は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物処理計画に適合したものであること。
- (2) 条例第 20 条に掲げるもの以外のものであること。

(3) 一般廃棄物の処理施設に支障をきたさないものであること。

第 3 章 削除

第 6 条 削除

第 4 章 廃棄物の処理手数料

(廃棄物の処理手数料の徴収方法)

第 7 条 条例第 28 条第 2 項の規定による廃棄物処理手数料の徴収方法は、別表のとおりとする。

(手数料の減免)

第 8 条 条例第 29 条の規定により廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料減免申請書(様式第 1 号)を町長に提出し、許可を受けなければならない。

第 5 章 一般廃棄物処理業

(一般廃棄物処理業の許可の申請)

第 9 条 条例第 30 条第 1 項の規定による一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(様式第 2 号)又は一般廃棄物処分業許可申請書(様式第 3 号)に必要事項を記載し、町長に提出しなければならない。

(業の変更の許可)

第 10 条 条例第 30 条第 1 項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)で、その事業の範囲を変更しようとするときは、一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書(様式第 4 号)又は一般廃棄物処分業変更許可申請書(様式第 5 号)に必要事項を記載し、町長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りではない。

(許可証)

第 11 条 条例第 30 条第 2 項に規定する一般廃棄物処理業の許可証は、様式第 6 号のとおりとする。

(休止及び廃止届)

第 12 条 一般廃棄物処理業者で、その事業の休止又は廃止をした者は、休止又は廃止の日から 10 日以内に一般廃棄物処理業休止兼廃止届(様式第 7 号)により、町長に届け出なければならない。

(変更届)

第 13 条 一般廃棄物処理業者が、法第 7 条の 2 第 3 項に規定する事項を変更したときは、変更届(様式第 8 号)により町長に届け出なければならない。

(取消し及び停止命令等)

第 14 条 町長は、一般廃棄物処理業者が次の各号の一に該当すると認められるときは、その許可を取り消し、事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 法、条例又はこの規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

2 前項の規定により業の許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、一般廃棄物処理業許可取消書(様式第 9 号)又は一般廃棄物処理業事業停止命令書(様式第 10 号)により行うものとする。

3 第 1 項の規定によりその許可を取り消し、又は停止を命じたために損害を及ぼすことがあっても、町長はその責任を負わない。

(許可証の再交付)

第 15 条 条例第 30 条第 4 項の規定により再交付を受けようとする者は、許可証き損亡失届(様式第 11 号)により町長に届け出なければならない。

2 き損により前項の届出を行う者は、当該届出にき損した許可証を添付するものとする。

(許可証の返還)

第 16 条 一般廃棄物処理業者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに許可証を町長に返還しなければならない。

- (1) 事業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき又は停止を命じられたとき。

第 6 章 浄化槽清掃業

(浄化槽清掃業の許可の申請)

第 17 条 条例第 30 条第 1 項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第 12 号)に必要事項を記載し、町長に提出しなければならない。

(許可証)

第 18 条 条例第 30 条第 2 項に規定する浄化槽清掃業の許可証は、様式第 13 号のとおりとする。

(変更届)

第 19 条 条例第 30 条第 1 項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けた者(以下「浄化槽清掃業者」という。)で、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 37 条に規定する事項を変更したときは、変更届(様式第 14 号)により町長に届け出なければならない。

(取消し及び停止命令等)

第 20 条 町長は、浄化槽清掃業者が次の各号の一に該当すると認められるときは、その許可を取り消し、事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法、条例又はこの規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- 2 前項の規定により業の許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、浄化槽清掃業許可取消書(様式第 15 号)又は浄化槽清掃業事業停止命令書(様式第 16 号)により行うものとする。
- 3 第 1 項の規定によりその許可を取り消し、又は停止を命じたために損害を及ぼすことがあっても、町長はその責任を負わない。

(休止及び廃止届)

第 21 条 浄化槽清掃業者で、その事業の休止又は廃止をした者は、休止又は廃止の日から 30 日以内に浄化槽清掃業休止兼廃止届(様式第 17 号)により町長に届け出なければならない。

(許可証の再交付)

第 22 条 条例第 30 条第 4 項の規定により再交付を受けようとする者は、許可証き損亡失届(様式第 18 号)により町長に届け出なければならない。

- 2 き損により前項の届出を行う者は、当該届出にき損した許可証を添付するものとする。

(準用)

第 23 条 第 16 条の規定は、浄化槽清掃業許可証の返還について準用する。

第 7 章 雑則

(環境美化推進委員)

第 24 条 条例第 31 条第 1 項の規定による環境美化推進委員(以下「推進委員」という。)は、次に掲げる事項について、町の施策に協力するものとする。

- (1) 空き缶等のごみの散乱防止に関すること。
- (2) 地域又は職域の清掃活動、環境美化に関すること。
- (3) 分別収集の徹底等のごみの適正な排出に関すること。
- (4) ごみの排出の抑制、再利用に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、環境美化の促進及び廃棄物の減量等に関し必要な事項
- 2 推進委員は、30 人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
- (1) 町内に居住し、又は在職する満 20 歳以上の者

(2) 環境美化推進に意欲のある者で町の施策に協力する者

- 3 推進委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の推進委員は、再任を妨げない。
- 5 推進委員の謝金は、年額 26,000 円とし、費用弁償は、町長の招集により会議に出席したときに 1 日につき 2,200 円とし、街頭指導時は、支給しない。
- 6 推進委員は、毎年度町長に活動報告をしなければならない。
- 7 推進委員に関する事務は、環境課で行う。

(身分を示す証明書)

第 25 条 条例第 31 条第 3 項の証明書は、様式第 19 号のとおりとする。

(補則)

第 26 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にした改正前の荇田町廃棄物の処理及び清掃等に関する条例施行規則の規定によってした手続き、その他の行為は、改正後の荇田町廃棄物の処理及び清掃等に関する条例施行規則中これに相当する規定があるときは、改正後の同規則の相当規定によってしたものとみなす。

附 則(平成 10 年 9 月 28 日規則第 14 号)

この規則は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 27 日規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 2 日規則第 26 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 28 日規則第 1 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 7 条関係)

種別		納入期限	備考
し尿処理手数料		その都度	
ごみ処理 手数料	事業系一般廃棄物で町が収集し、 処分するもの	その月の 10 日まで	
	自ら処理施設に搬入するもの (運搬の委託を受けた者を含む。)	その都度	継続的に搬入するときは、 1 月ごとにまとめて徴収 することができる。
犬、猫等の死体の処理手数料		その都度	

6-3) 菟田町資源回収助成金交付要綱

○菟田町資源回収助成金交付要綱

平成 8 年 3 月 29 日

告示第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、菟田町廃棄物の処理及び清掃等に関する条例(平成 7 年菟田町条例第 4 号)第 13 条の規定に基づき、町内における集団回収により資源物の回収を行った団体に対する菟田町資源回収助成金(以下「助成金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号による。

- (1) 資源物 新聞類、雑誌類、段ボール、せんい類
 - (2) 回収団体 町内に所属し、次条の登録を受けた団体
 - (3) 回収業者 資源物の回収を業とする者
- (回収団体の登録)

第 3 条 助成金の交付を受けようとする団体は、毎年、資源回収団体登録申請書(様式第 1 号)をあらかじめ町長に提出し、登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする団体は、次に掲げる要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 5 人以上であること。
 - (2) 代表者は、町内に在住、在職又は在学の者であること。
- 3 登録期間は、登録を受けた日からその年度の 3 月 31 日までとする。
- 4 資源回収団体登録申請書の提出期間は、4 月 1 日から 9 月 30 日までとする。

(登録の取消し)

第 4 条 町長は、回収団体が次のいずれかに該当したときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請によって登録を受けたとき。
- (2) この告示に反する行為を行ったとき。

(助成金の交付申請)

第 5 条 回収団体の代表者は、資源回収助成金交付申請書(様式第 2 号)に資源回収実績報告書(様式第 3 号)又は回収した資源の引取量を証する証明書を添付し、町長に申請しなければならない。

2 前項の申請書の受付月は、9 月及び 3 月とする。

(助成金の額)

第 6 条 助成金の額は、次のとおりとする。

品目	助成金
新聞類	1 kg 当たり 9 円
雑誌類	1 kg 当たり 9 円
段ボール	1 kg 当たり 9 円
せんい類	1 kg 当たり 9 円

(算定の期間)

第 7 条 助成金の算定期間は、第 3 条第 3 項に定める期間とする。

(助成金の交付)

第 8 条 町長は、資源回収助成金交付申請書の内容を審査し、適正であると認めたときは、助成金の額を確定し、資源回収助成金交付決定通知書(様式第 4 号)により回収団体に通知するとともに、速やかに交付する。

2 町長は、不正な手段によって助成金の交付を受けた回収団体に対し、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(助言)

第9条 町長は、この告示の目的を達成するため、回収団体に対して必要な助言を行うことができる。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成8年4月1日から実施する。

附 則(平成11年3月29日告示第8号)

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月27日告示第20号)

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

6-4) 菟田町生ごみ処理機器設置補助金交付要綱

○菟田町生ごみ処理機器設置補助金交付要綱

平成 16 年 3 月 25 日

告示第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、菟田町の一般家庭に生ごみ処理機器(以下「処理機器」という。)の設置を奨励し、排出者自らが生ごみの処理を促進することにより、生ごみの減量化、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、処理機器の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、菟田町補助金交付規則(平成 16 年菟田町規則第 7 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第 2 条 補助金は、町内に居住する者が、その家庭から排出する生ごみを処理するための電気式機器(乾燥・バイオ分解式)を購入し、設置したときに交付する。ただし、1 世帯 1 基を限度とする。

(補助金の額)

第 3 条 補助金は、購入金額の 2 分の 1 とし、限度額 2 万円とする。ただし、100 円未満の端数は、切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、菟田町生ごみ処理機器設置補助金交付申請書(様式第 1 号)に、処理機器購入の領収書を添付して申請するものとする。ただし、領収書を添付できない場合(クレジットローン等による支払のため、販売店から領収書の発行ができない場合等)は、販売店からの購入証明書を添付して申請するものとする。

(交付決定)

第 5 条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、補助金交付の可否を決定し、その旨を菟田町生ごみ処理機器設置補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第 6 条 補助金交付の決定を受けた者は、菟田町生ごみ処理機器設置補助金交付請求書(様式第 3 号)により補助金の請求をするものとする。

(補助金の返還)

第 7 条 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたときは、町長は補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

附 則

この告示は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 3 日告示第 11 号)

この告示は、公布の日から施行する。

苅田町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

策定日 令和 6 年 3 月
改定日 令和 7 年 10 月（第 1 回目）
編集・発行 苅田町 環境課
〒800-0392 福岡県京都郡苅田町富久町 1 丁目 19-1
TEL 093-434-1834（直通） FAX 093-436-3014（代表）
URL <https://www.town.kanda.lg.jp/>

リサイクル適正 ㊤：この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

※ この印刷物は、グリーン購入法に基づき国が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「印刷」の項目における【A ランク】の材料のみを使用して作製しています。

